

第七十一回国会 法務委員会 議 録 第二十九号

昭和四十八年六月五日(火曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 中垣 國男君

理事 大竹 太郎君

理事 谷川 和徳君

理事 古屋 亨君

理事 横山 利秋君

理事 井出 太郎君

理事 住 栄作君

理事 松澤 雄蔵君

理事 水田三喜男君

理事 八百板 正君

理事 沖本 泰幸君

出席國務大臣

法務大臣 田中伊三次君

出席政府委員

法務大臣官房長 香川 保一君

法務省民事局長 川島 一郎君

委員外の出席者

法務省民事局参事官 田邊 明君

大蔵省証券局企業財務課長 白鳥 正人君

法務委員会調査室長 松本 卓矣君

委員の異動

五月二十九日

前尾繁三郎君

六月四日

司法書士法改正に関する請願(河本敏夫君紹介)

(第五八三九号)

同(佐々木良作君紹介)(第五九四八号)

第一類第三号

法務委員会議録第二十九号

昭和四十八年六月五日

本日(保岡興治君紹介)(第五九四九号)

出入国法案反対に関する請願(石橋政嗣君紹介)

(第五八四〇号)

同外五件(岡田春夫君紹介)(第五八四一号)

同(川崎寛治君紹介)(第五八四二号)

同外一件(北山愛郎君紹介)(第五八四三号)

同(嶋崎讓君紹介)(第五八四四号)

同(成田知巳君紹介)(第五八四五号)

同(藤田高敏君紹介)(第五八四六号)

同(松浦利尚君紹介)(第五八四七号)

同(吉田法晴君紹介)(第五八四八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律案(内閣提出第一〇三号)

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一〇四号)

○中垣委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、以上三法律案を一括議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。正森成二君。

○正森委員 それでは、私から商法改正に伴って企業のあり方、その社会責任について、あるいは企業会計原則の修正と商法との関係について、あるいは監査役や会計監査人の業務監査等について、これから質問いたしたいというように思っています。

これだけではお答えになりにくいのですか。

○田中(伊)國務大臣 一つ一つお願いたします。

○正森委員 実は私考えておったのですけれども、国会が審議ができなかった一つの大きな原因は、小選挙区制について政府・与党が分離提案をなされたということからでございます。分離提案する以上は、それで審議ができると思っておられたに違いありません。そこで私も、商法の改正についてまず本体、総論についてお聞きして、各論は別表で質問するということができるはずじゃないですか。ですから、まずいまの私の質問についてお答えするということができるのか、御意見だけ伺って……。

○田中(伊)國務大臣 広範囲な御質問を一言に仰せになりましたので、まづ一つ一つお願いたします。そこでまず企業の社会性——私は社会性と申し上げておくのでありますが、この問題につきましては、いわゆる自由経済時代、経済統制のない自由経済時代において、ことに営利を目的とする営利会社、私企業が業務をやっていく、こういう場合に企業が利潤を得るための企業としての取引は自由である、何をやってたかってだという考え方に立つて仕事をされたのでは国家、社会に及ぼす影響というものがまことに憂うべきものが出てくるおそれがある、こういうふうに考えますので、営利を目的とする私企業といえどもその規模の大小にかかわらず、大きなものはもと影響が大きいわけでございますが、規模の大小にかかわらず社会性を尊重して、その限度を越えた悪影響を社会に及ぼすことがないように、ことに重要なものは国民生活に悪影響を及ぼすことのないように、もっと具体的に申しますと、これによって極端な物価騰貴等が行なわれる心配のないように心して企業の経営を行なう必要がある。これは法律問

題と申しますよりは企業道徳の問題でございますが、しかし企業家のモラルがこの方向に向かつてこの社会性の原則を順守しないで行き過ぎた商取引を行ないます場合においては、これに関連する罰則によって断固取り締まるべきものである。法規がなければ法規はつくらねばならぬ。現行の法規あればその現行法規に基づいて断固たる態度で、きびしい態度でこれに臨まなければならぬ。もし法規がなくれば法規をつくるべきものであるというふうにご考慮願うのでございます。

それから、第二段に先生仰せになりました監査制度だけでは商法改正は十全のものではないのではないかとこのことでございまして。(正森委員「いやそういうことはまだ聞いてません。」と呼ぶ)そうですね、ちよっと最後におっしゃったのは……。ではいまの企業責任の問題の限度で答弁不足がございましたら続いてお答えを申し上げます。

○正森委員 いま大臣から非常に御苦心をされながらお答えいただいたんですけれども、やはり総論だけでお伺いするということは大臣にとっても非常にお答えにくいだろうし、まして局長、参事官はお答えにくいだろうというふうに思いますので、私は以下に詳しく、お答えしやすいように伺っておきたいと思っております。しかしここで申し上げておきたいのは、そういう大まかなことだけをぼんと聞けばお答えするほうも答えにくいし、聞いてるほうも自分がほんとに聞きたいということとを聞けない。やはり質問というのは具体的に懇切丁寧でなければならぬ。これは法案の審議でも同じで、選挙法を選挙区割りなしに出すというふうなことではこれはぐあいが悪い。もしそんなことができるなら質問だって大まかなことをぼんと聞いて、一月か一月半先に別表で質問やるということだってできるはずだということとを比較的に申し上げたから、大臣には失礼ですけれども

書、第四が未処分損益計算書、こういう四つの区分に分けて、営業損益計算は、通常の販売活

動から生じたいわゆる営業利益を出すための部分でございませう。経常損益計算は、そのほかのいわゆる営業外収益、営業外費用、こういうものを計算を加えまして、いわゆる通常の経常利益を出すわけでございませう。そしてこの区別の区分が従来のといひますか、現行の企業会計原則による当期業績主義による当期純利益であります。

その次に、第三の段階として、純損益計算を乗せまして、ここには特別利益、特別損失、つまり前年の損益計算の修正を行なう、あるいは災害損失とかそういう臨時の損失あるいは利益が出てきた場合にこれを処理する、こういう形で当期純利益を出す、これが包括主義による当期純利益が出てくるわけであります。そのあと最後の未処分損益計算で、未処分の特定引当金、これは後ほどまたお話を申し上げますが、こういったものの増減を行ないまして、当期未処分利益を出す、こういうような手続になっているわけでございませう。現行の損益計算書の形式で申しますと、あとの純損益計算と未処分損益計算は、現在の利益剰余金計算書に相当するわけでございませう。

最後に第四点のおもな修正点であります。特定引当金の記載方法があります。これは、修正案の本文ではございませぬ、註解の中に書いてございませうが、商法二百八十七条の二に定めております特定引当金、こういったものは従来の会計原則からいって評価性引当金とか負債性引当金といったものとは別の形の引当金になりますので、そういったもので特に法令で計上を認められていないものにつきましては、特別な記載方法をほつたりと明示しております。つまり特定引当金への繰り入れ額あるいはそれからの取りくずし額、こういったものは損益計算書では、先ほど申し上げましたように、その四区分のうち一番最後の未処分損益計算の区分に記載される、つまり当期の純損益計算からははつきりと区分する、こういうことを明示しているわけであります。

それから、その特定引当金の残高は貸借対照表の中で負債の部に、流動負債でもなく固定負債で

もない、特定引当金という新たな部を設けまして、そこに本来の負債とは区別して記載する、こういうふうにいいたしたわけであります。

以上の四点が企業会計原則の修正案のおもな修正点ということでございませう。

○正森委員 いま大蔵省から、いろいろ御説明を承りましたが、そのうちの幾つかの点について、なお質問させていただきたいと思ひます。

企業会計原則の修正案で四つほど変わったうちの第一に、継続性の原則というのがございませう。その点は、御承知のように企業会計原則の修正案を見ますと、一般原則の五のところは、非常に簡単に注3というところに出ておりますね。いま時間の関係もあつてお読みになるのを省略されましたが、重要ですので読ましていただくと、こうなつておりますね。「企業会計上継続性が問題とされるのは、一つの会計事実について正当と認められる二つ以上の会計処理の原則又は手続が存する場合である。このような場合に、企業が選択した会計処理の原則及び手続を毎期継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる利益額が算出されることになり、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、この結果、企業の財務内容に関する利害関係者の判断を誤らしめることになる。したがつて、いったん採用した会計処理の原則又は手続について重要な変更が行なわれた場合には、変更が行なわれた旨及びその変更が財務諸表に与えている影響額を当該財務諸表に注記しなければならぬ。」とございませう。

そこで伺いたしたいのですが、これを比べてみますと、私は弁護士ですから法律家の端くれですけども、会計学を専門に勉強したわけではないから、これから何うことについて専門家の大蔵省から見れば多少おかしなことを言うかもしれないませんが、その点は遠慮なく教えてください。

私がこれを見たのでは、もとの企業会計原則の一般原則の五と比較して一番大きな違いはどこだろうかと思つて、前のところには「正当な理由によつて、会計処理の原則又は手続に重要な変更を

加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならぬ。」となつておりましたね。「正当な理由によつて」という文言が入つております。今回は「正当な理由によつて」というのが削られております。したがつて、正当な理由がなくてもこれは企業の必要によつて変更することができる。もちろんみだりにしてはならないという限界はありますが、こういうことになると思ふのです。少なくとも文言上はそういうことになる。いままでは正当な理由がなければ変えられなかつた会計処理の方法が、今回は企業の必要によつて正当な理由がなくても変えられることになるというところは解釈上当然だと思ひますが、なぜそういうふうにお変えになつたのか、その点について伺いたしたい。

○白鳥説明員 おっしゃる通りに、註解のほうの文言の頭には正当な理由によつてということばが入つておりません。現行の企業会計原則において、この「正当な理由によつて」ということばが入つておりますのは本文の中に続けて書いてございませう。前段のほうに、会計の処理手続は毎期継続して適用して、これをみだりに変更してはならない。このみだりに変更してはならないということばを受けまして、これに対応することばとして正当な理由によつてこれを変更したときには注記しなさい、こういう形になつております。

このみだりに変更してはならないという「みだりに」ということばは、修正後の企業会計原則にも残つてゐるわけでございませう。ただ、これを注記に落としました関係上、註解の中で詳しく説明している文言は、いま正森先生たいへんお手数をかけて恐縮だつたのですが、お読みいただいたとおり、この変更がどういう場合に問題が生ずるかというふうな、あるいはその変更についての注記をする場合には影響額も書きなさいというふうに詳しく書く、こういう目的で細目的な規定ということで注3に書いてあるわけでございませう。この場合におきましてみだりにということばが生きておつて、決して正当な理由がなくても変更していいという趣旨ではございませぬ。この辺はいろいろ

加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならぬ。」となつておりましたね。「正当な理由によつて」という文言が入つております。今回は「正当な理由によつて」というのが削られております。したがつて、正当な理由がなくてもこれは企業の必要によつて変更することができる。もちろんみだりにしてはならないという限界はありますが、こういうことになると思ふのです。少なくとも文言上はそういうことになる。いままでは正当な理由がなければ変えられなかつた会計処理の方法が、今回は企業の必要によつて正当な理由がなくても変えられることになるというところは解釈上当然だと思ひますが、なぜそういうふうにお変えになつたのか、その点について伺いたしたい。

○白鳥説明員 おっしゃる通りに、註解のほうの文言の頭には正当な理由によつてということばが入つておりません。現行の企業会計原則において、この「正当な理由によつて」ということばが入つておりますのは本文の中に続けて書いてございませう。前段のほうに、会計の処理手続は毎期継続して適用して、これをみだりに変更してはならない。このみだりに変更してはならないということばを受けまして、これに対応することばとして正当な理由によつてこれを変更したときには注記しなさい、こういう形になつております。

このみだりに変更してはならないという「みだりに」ということばは、修正後の企業会計原則にも残つてゐるわけでございませう。ただ、これを注記に落としました関係上、註解の中で詳しく説明している文言は、いま正森先生たいへんお手数をかけて恐縮だつたのですが、お読みいただいたとおり、この変更がどういう場合に問題が生ずるかというふうな、あるいはその変更についての注記をする場合には影響額も書きなさいというふうに詳しく書く、こういう目的で細目的な規定ということで注3に書いてあるわけでございませう。この場合におきましてみだりにということばが生きておつて、決して正当な理由がなくても変更していいという趣旨ではございませぬ。この辺はいろいろ

いろいろな書物で確かに、正当な理由というのを削つたことによつて、どんな変更をしてもいいんだというふうな議論がなされておりますが、私もはそういうふうには考えておりません。みだりに変更するということばは、つまりゆえなくして変更する、正当な理由なくして変更するということばでございませう。そういう変更があつた場合には、もちろんこの会計原則のみだりに変更してはならないということに抵触するといふふうな考えております。

○正森委員 いま大蔵省がなかなか御苦心の答弁をなされたのですけれども、それほどおっしゃるなら、なぜ、前のところには「みだりに」のほかに正当な理由なくしてが入つており、今度は正当な理由なくしてが注記の中にすら入つていないのか。注は細目的な部分だからというのであれば、なぜ本文の中に残しておかないのか。これは明らかに、正当な理由がなくても企業の必要によつては継続性の原則を変更してもいいんだという含みがあるからにはかならない。これはだれが考えてもそうでしょう。だから、少なくともみだりにしてはいけないが、正当な理由がなくても企業の必要があればいいんだ、こう解釈するのが日本語の解釈としてはあたりまえのことだ。ですから、もし大蔵省がおっしゃるようなのであれば、企業会計原則の修正案をさらに修正されれば、人から痛くもない腹を探られずに済む。それをそうやっていないから、いよいよ改正した根本のねらいというのは継続性の原則を大幅に緩和するんだ、それは正当な理由がなくてもやつていいんだということに一般では受け取られておるし、企業はもちろんそう受け取るでしょう。いかがですか。

○白鳥説明員 おことばを返すようでございませうが、もし、正当な理由というのを削つて、どんな変更があつてもいいんだということになり……（正森委員「私はどんな変更があつてもいい」と言つておられます）とつぶや「みだりに」ということばまで削るのであれば、これはそういうことになるかと思ひますが、むしろこの変更の重

要な点は、先ほどの注記の最後にございます注記の方法でございまして、変更が行なわれた場合に、その旨及びその影響額を注記しなさい、こういうことによりまして、影響額を見れば、どういふ変更が行なわれて、そのためにどういふふうな前期と本期との間で金額の影響があったのか、利益がどれだけ変わってきたのかということのはっきりわかるように、これを注記させる。この点にポイントがある。むしろそういう意味で修正案は改善されているんだというふうにお考えいただきたいと思ひます。

○正森委員 それでは伺いますが、この注3に書いてある「影響額を当該財務諸表に注記しなければならぬ」というのは変更したその年だけに限られるのか、それとも五年、十年と相当長期にわたって書くことまで義務づけられているのか。私どもの法律家的な解釈では、変更をした当該年度に前年の会計のやり方、原則から考えれば、こういう影響額が出ておる、プラスになっておる、マイナスになっておるということを書き記せば必要にして十分であつて、二年目、三年目、四年目、五年目、まして十年目には書く必要はないというように解釈するのが当然だと思ひますが、それはいかがですか。

○白鳥説明員 ある事業年度から次の事業年度に会計処理の方法を変更したといたしますと、その前年度との比較の間に利益の調整が、まあ故意に行なわれるかどうかはわかりませんが、利益について誤解を生じやすい点が出てきます。したがひまして、その変更が行なわれた年においてははつきりとその影響額を注記してもらふ、こういうことになりまして、次の年度においてもその変更を行なつたままの形で、今度はそこからまた継続性が出てくるわけですが、同じ処理をやつていたとすれば、これはその年度と前の年度との比較は容易にできるわけですが、また特に注記が必要でない。もちろんその年度にまた違ふ処理をしたというときには当然注記が要るわけですが、その変更が行なわれた年度

だけに注記を行なえばよろしい、こういうこととでございます。

○正森委員 そうですね。

そこで伺いたのですが、これは運輸委員会における昭和四十八年五月十一日の速記録です。国鉄がいま運賃値上げの問題について旅客を二三%余り値上げするということで非常な問題になっております。それが審議された運輸委員会が野田委員がこういう質問をしておる。三十九年から減価償却の方法を定額から定率法に改めた。三十九年には取りかえ資産に半額法、四十年と四十六年には耐用年数についての大幅な変更をしたというふうな、償却制度を三十九年から大きく変えてきておる。定額から定率に変え、たとえば新幹線の車両について大体いままで十三年だったのを十年ぐらいに耐用年数を少なくしておる。そしてその結果どうなつたかという、三十九年と三十七年の比較だけでは非常に不十分で、質問の過程で、もし三十九年の償却方法で続いたとすれば、どれくらい新しい償却制度と、つまり継続性の原則が破られたわけですが、違つてくるかという、実際に五千六百三十六億円、これは概算ですが、それだけ償却が多くなり、したがつて赤字がふえておる。これは国鉄の累積赤字七千九百九十六億円の約七割に当たるといふことになっております。これは一年ぐらゐの注記したというだけではわからなかつたことである。長年こういうことをやつてきたために、赤字だ赤字だといわれておるけれども、それはたまたま企業会計原則の継続性の原則を変えてやつたためにこういうぐらゐに内部留保が多くなつてきたんだということになります。そうだとすれば、あなたがおっしゃるようにこれは改善でございますと云つて胸を張られるほどのことはないんで、一年ぐらゐ書いてもらつたつてこれはよくわからない。国鉄はいま赤字だから値上げをするということ、できるだけ運賃の値上げをしたいということからそういうことになる。あるいはこれは赤字を隠したいのであれば定額法に戻る、償却年数を長くするというように

なるでしょう。したがつて、この継続性の原則の変更ということとは企業の恣意的な営業政策に左右されるおそれが非常にあつて、企業だけを考へれば、これは企業にとってはいいことかもしれないけれども、社会的責任、大臣に伺いたいと思ひますが、企業というものは損をしないように、株主に配当がちゃんとできるようにということだけで、はだかんで、企業が大きくなればなるほどその生産した財貨を国民に対してあるいは社会に対してどういふように配分するかというふうな問題、商社の場合ならばどういふふうな商社活動をするかということをお考えなければならぬと思ひます。

そこで、大蔵省にもあとで答えたいと思いますが、こうですけれども、大臣に大所高所から伺いたいと思ひますが、こういう「正当な理由によつて」といふような文言を削つたまま、あるいはむしろ削ることによつて商法三十二条の中に包括規定としてもぐり込ませようとするという考え方は、著しく企業の恣意的な会計操作を許すものではないかというふうに思ひます。事実国鉄ではすでにそうなつておるのです。それについて法務大臣の御答弁、運輸大臣ではありませぬからあまり言へない限度もあると思ひますが、御見解を承りたい。

○田中(伊)國務大臣 大蔵省から答弁をいたしましたようにみだりに変更を許さずといふ趣旨の条文が生きておるものではないかと、これが一応の目的を達するのではなからうか、こう考へるのでございます。ただ、しかし、先生仰せのことを参考に考へてみると、この規定の技術的な面においては幾らか問題なしとはいへませんが、考えられますが、私も専門家でございませぬが、このみだりに変更を許さずとの原則は生きておるのだという見解に立ちますとあるいはこれでよいのではなからうかというふうに考へるのでございます。

○白鳥説明員 注記を、毎年継続して注記すべきではないかという御趣旨の御意見でございます。

が、長年の間に何回か変更が行なわれますと、それを全部一つの事業年度の財務諸表にこまかく注記を書くということではかえつて読みづらくなるのではなからうかと思ひます。長期的な財務の流れを見るときにはむしろ毎年度の財務諸表を並べて比較するわけでございます。そこでその継続性のところ、つまり変更が行なわれたところに注記がございまして、それでその点からどういふふうに変つたということがはつきりわかるわけでございます。注記が全然ございませぬと内容を全部分析しなければならぬということでは非常にわずらわしいということになるわけでございます。また証取法におきましては有価証券報告書につきましては五年間の財務諸表をまとめて出す、こういうことになっておりますので、その辺は御心配のようないかならないかと思ひます。

○正森委員 白鳥さんのように頭がよくて専門家なら、それは十年もずっと並べておこに注記があつたということと計算をされるでしようし、役人だから、この変えなかつた前ので調べたらどうなるのだと聞けるでしようが、一般の者はわからないのだから、だからそんなことよりも「正当な理由」といふことを削らないほうが監督もしやすいし、いいだろうというの、これは会計にはしつうとの法律家的発想からすれば非常に明らかだといふように私は思ひます。

そこに同じく運輸委員会での五月十一日の質問を見ますと、こういう会計原則が変えられたについては必ずその会社の大きな営業方針が変わつておる年なんです。たとえば昭和三十六年というのはどういふ年であつたかという国鉄の第二次五年計画が発足した年なんです。そこで新しい設備投資が必要だといふので旅客と貨物の二二%の運賃値上げが行なわれた年なんです。そこで運賃は値上げする償却制度は変えてうんとこき内部留保を多くするわといふことになる。昭和四十一年の大幅な値上げ、旅客二・二%、貨物二・三%という値上げをやつた。償却制度も多少変

わった。これはどういう年かといえは、第三次長期計画が始まった年なんです。こういうのとからんで変える、こういうことになっておるのですね。だから、正当な理由といえるのかどうか知れないけれども、企業目的のために変えていって。こうなれば、この商法の改正というのは決して手放して改正といえるものではないに、企業目的に沿うような、そのためにわざわざ企業会計原則を修正した上で、それを商法の三十二条ですべり込ませるといふ手の込んだことをやったという巷間の非難というものは、まんざら火のないところに煙はたかないとは思わないと思うのです。しかし、幾ら聞いても、あなたは議長さんで、もし大蔵大臣のように、はいはい、企業会計審議会なんかに申しましてというようなことを言えるはずもないからこのくらい置いておきますけれども、しかしそういう点は、町の声はあるのだということをやはり記憶にとどめておくということは大事なことだと思えますね。

そこで、いろいろありますが、あなたは、三番目の原則のところまで四つあけて、未処分損益計算のところに特定引当金というのがある。四番目の大きな項目で、特定引当金の記載方法というのを注解のところで記載しております、こういうふうに言うておられます。これはおそらく、私はよく存じませんが、注解の14ないし18のことをさしておられるだろうというように思いますが、そう伺ってよろしいか。

○白鳥説明員 おっしゃるとおりでございます。

○正森委員 そうしますと、この14ないし18というところを見ますと、「負債性引当金以外の引当金について」ということになっておいて、「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によって認められているときは、当該引当金の繰入額又は取崩額は未処分損益計算の区分に記載する。なお、これらの引当金の残高については、貸借対照表の負債の部に特定引当金の部を設けて記載する。」こうなっております。注の18のところを見ますと、「負債性引当金について」と書いてあって、一ぱ

いろいろなものが新しく入っておりますね。「その年度の収益の負担に属する金額を負債性引当金として計上し、特定の引当金と区別しなければならぬ」と、こうなっております。それで「製品保証引当金、売上割戻引当金、景品買戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金等がこれに該当する。」と、こうなっております。しかもそのあとで、「負債性引当金は、金額は未確定であるが、その支出は確実に起ると予想されるものであるから、偶発損失についてこれを計上することはできない。」というところにはなっておりますけれども、一ぱいあげてある。そうすると、読んで明らかなように、これは負債性引当金だけをいっておるのじゃないのでしょうか。そうですね、特定引当金というのは。

○白鳥説明員 ちょっと御説明申し上げますと、この企業会計原則の修正案で特定引当金と申しておりますのは、負債性引当金、つまりいま最後にお読みになりました注18であけております引当金、これは企業会計原則上も認められております。それから評価性引当金というのがございます。減価償却引当金であるとか貸倒引当金、そういうものがございまして、そういうものも会計理論上古くから認められてる引当金でございます。そういう引当金以外のもので、法令で認められてるものを特定引当金という名称で呼んでいいわけでございます。

○正森委員 いまの答えはお答えになっておるのかとよく見えて一向お答えになっておらない。つまり負債性引当金、その繰り入れ額というのは費用に入るのです。

○白鳥説明員 負債性引当金はおっしゃるとおり費用に入ります。

○正森委員 特定引当金というのは未処分損益計算の区分に記載される。形式上は違いますが、未処分の利益ということでは一致して、商法の決算書と証取法の決算書が統一されて特定引当金という名前前で、商取引上も貸借対照表の負債の中に隠されるわけでしょう。貸借対照表の負債の中に入

るのでしよう。

○白鳥説明員 おっしゃるとおり貸借対照表では負債の部に計上いたします。ただしこれは便宜的に負債の部に計上しているということでございます。本来の負債とは明確に区別して、特定引当金という特別な部を設けて計上するというところでございます。

なお損益計算書におきましては、包括主義によるものあるいは当期業績主義によるもの、いずれにいたしまして当期の利益にはかかわつてきておりません。当期純利益を出しましたあとで、その未処分損益のところを明確に区別して計上する、こういうことになっております。

○正森委員 いろいろ伺いますが、しかし特定引当金が貸借対照表の負債の中に計上されることは間違いない。そうすると未処分利益で本来利益であるものが、隠せば隠すほど外見上は負債が増大するということに貸借対照表上はなる。これは明らかで、監査なんかやつて粉飾決算、逆粉飾決算をなくするというのが商法改正の大きな目的であるにもかかわらず、こういうように特定引当金という名前前で、実際は未処分利益であるものが貸借対照表上の負債の中に入る。私よく知りませんが、しかしそういうようなことはしろうとの考え方からすれば、はなはだ奇異な感を抱く。そういうものをなぜ企業会計原則の修正案の中でわざわざ入れるようになるのかと考えてみれば、これは大企業がいかにいろいろうけておる、この利益をどこへ隠そうかというのに明白に使われる材料であるというようにいっても差しつかえないではありませんか。そう解釈せざるを得ない。大蔵省はその点についてどう考えておるのですか。

○白鳥説明員 ただいま逆粉飾というようにことについての御質問でございますが、企業が自分の利益をできるだけ少なく見せて将来に備えようというところで、いわゆる逆粉飾というものが最近非常に問題になってきております。しかしこの逆粉飾と申しますのは、本来の意味のといえますか、

厳密な意味での逆粉飾と申しますのは、財務諸表に全然あらわれてこない利益を隠匿してしまふわけです。秘密積み立て金のような形で。表に出てこないようなもので利益を隠して。それに比べてたとえば株主の増配を押しとくかそういったようなことにも使いますし、あるいは利益の平準化の目的に使う。こういうことは非常に弊害のあることで、当然排除しなければならぬことは言うまでもございません。

ところが、この特定引当金の場合には、はつきりと貸借対照表の部には特定引当金という新しい部が、明確に区分された部が設けられて、それを見れば一目瞭然、どれだけの特定引当金を従来からあげているかということもわかりますし、一方、損益計算書のほうを見ますと、当期の純利益というものは、はつきりとこの特定引当金を控除する前の純利益が出てくるわけでございます。しかも当期において特定引当金をどれだけ取り戻す、あるいはどれだけ取り入れたかということも、はつきりと未処分損益計算の部のところに計上されるわけでございます。そういう点を明白に示しているという点で粉飾ということには当たらないのではないかと、こういうふうに思っています。

○正森委員 非常に形式的に粉飾ということばに当たらないと言われましたが、人三化け七みたいた女性がお化粧を一生懸命して天下の美人になるというように意味から言えればそうじゃないので、やはりあはたはあはたであるということを隠したまま、このおっしゃるのと同じように、そうすると租税特別措置法との関係で特定引当金がどういう扱いを受けるのか。それは明白に法人の税率、それがきちんと課せられるのか、それはどうですか。

○白鳥説明員 この注解14にございますように、「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によって認められているとき」というふうに書いてございます。租税特別措置法によって認められております引当金は、この法令によって認めら

れている引当金に該当いたしますので、その繰り入れ額は、やはりただいま申し上げたと同じように貸借対照表の部では特定引当金のほうに計上され、損益計算書では未処分損益計算のほうに入るわけでございます。

○正森委員 だかどうなるのですか。ずばりと答えてください。われわれは大蔵省みたいに頭がよくないから……。

○白鳥説明員 これは租税特別措置法によって損金に計上することを認めるということになっております。これはあくまで税法上の問題でございまして、企業会計上の話でございませう。

○正森委員 だか損金に計上されるから税金はかからないのでしょうか。田中総理大臣が、来年度は人気が悪いから法人税を四〇％に上げようなんて言っているけれども、これは四〇％税金からかからないのでしょうか。

○白鳥説明員 おっしゃるとおり税法におきまして、税法上のいいますか税務行政上では、(佐藤)委員「特別措置だ」と呼ぶ「おっしゃるとおりでございませう。そういう特別措置によりまして損金処分を認める。ただしこれは利益金処分によって認めるということでありませう。これを利益金処分によって行なつた場合も税法上の損金として認める、こういうこととございませう。

○正森委員 何かいろいろアクセントをつけてピアノをひくみたいにおっしゃったけれども、結局のところ税金がかからないということとは事実でございませう。そうすると、これは一体だれのための企業会計原則の修正であるかということとは非常にはっきりしておると思うのです。これはあなたをわすれずまでもなく、私は名前の読み方は知りませんが、番場嘉一郎と読むのですか。そう読むのですか。この人が経団連のパンフレットのナンバー一〇五、「企業会計原則修正案の解説」、七〇年の三月にお書きになつておる。その中ではっきりと得々と言っておられるのです。こう言っておる。「経団連意見はほとんど九〇パーセントまで通つてゐると思ひます。その結果、こういう修正

案ができたのだということを申し上げます。堂々と九十点満点だと言つて、喜び勇んで報告しているのです。そして「この点だけは何とか渋谷さん、居林さん、居林次雄さんですね。あつちこつちに書いてゐる。居林さんにお願ひし、がましてください」といった結果がこんなふうになつてきたわけですね。そのかわり、まともな引当金というその引当金の解釈を少し拡大解釈しなさいというう、そういう話をとりつけました。どこで取りつけたのか知らぬが「負債性引当金」というものを厳密に解釈すると、これもだめ、あれもだめだといふことになるが、修正案では、これもいい、あれもいいといふふうになり、いいですか、「これもいい、あれもいい」といふふうになり、まともな引当金の概念というものを拡大することによつて、そのところを吸収しなさいということを目をつぶつていただいたのです。だれに目をつぶつてもうたんですよ。「そこで、まともな費用というよりも、損失的なものの引当金計上ということもなるべく認めるようにしよう」という了解があつたわけですね。こう言つておる。私も一体そういうふうな話を取りつけたとか、目をつぶつていただいたとか、了解があつたとか、一体経団連はどこに對して目をつぶつていただきた、了解してもらひ、話を取りつけたのか。そういうことを堂々と「企業会計原則修正案について」経団連のパンフレットで言つてゐる以上、大蔵省に問ひたさないわけにはいかない。しかもそれを受けて経団連の居林次雄氏、この人は有名な人で、傘下の企業を以下のよう

に指導してゐる。これはやはり「企業会計原則修正案の補足説明」ということで経団連のパンフレットの中に明瞭に書いておる。「この際、有税で以つても会計原則が例示した負債性引当金を広く計上して、税法としてもこれを認めざるを得ないやうにすることが必要であると思はれる。したがつてもこの三期決算以降において、各社が有税でも引当てるという決心をしていただきたい。この場合、負債性引当金の計上額は、各社、各業界における過去の実績値(アフターサービス費を出

した実績とか、売上割戻、売上値引をした実績値等)を参考として、今後の見通しを加えた額にすることになる。とくに長期延滞のものと、長期の保障契約をしてゐるやうなものについては、手厚く引当金を計上することが必要であると思はれる。」「手厚く」と、こう言つておるのです。いいですか。だから経団連の審頭である居林氏は、手厚く引当金を計上してくれ、この際広く計上して税法としてもこれを認めざるを得ないやうにすることが必要であると思はれる、実力行使をするといふことだ、それで税務署に、国税庁に認めさせるのだといふことを堂々と書いておる。これを見ればあなたがいまきれいで言つたやうな、そんなものではなしに、企業会計原則の修正といふものが、そしてまたそれを商法三十二条の中に引き入れてくるということが一体だれの利益のためのものであるかといふことは明らかではありませうか。どう思ひますか。

○白鳥説明員 負債性引当金の拡大の問題でございませう。拡大とおっしゃるわけでございませうが、これは拡大でございませう。限度をはつきりさせたといふことでございませう。先ほど先生お説に該當するやうなものはどういふものがあるかといふことが書いてあるわけでございまして、「将来において特定の費用(又は収益の控除)たる支出が確実に起ると予想され、当該支出の原因となる事実が当期においてすでに存在してゐる、当該支出の金額を合理的に見積もることが出来る場合には、」

そういう場合に負債性引当金として見積もることが出来る、そしてその例示として先ほどお読みになりましたやうに、「製品保証引当金、売上割戻引当金、景品費引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、」こういうものを例示してあります。そしてそういうやうに確実に見積もられる、そしてその原因となる事実が当期においてすでに存在してゐる、こういう条件をはつきりと規定しておるわけでございませう。これはむしろ特定引当金を先ほど申し上げま

したやうに貸借対照表においても損益計算書においてもはつきりと明確に計上するやうに規定しましたことによりまして、負債性引当金のほうに逃げてくるものがないかどうか、そういうものがないやうに、これをその限界をはつきりと示して、これ以上のものは負債性引当金とは言へませんよ、こういうやうな条件に当てはまらないものは負債性引当金といつてごまかすわけにはいきませんよといふことを明示してゐるわけでございませう。居林さんのおっしゃるやうになつてゐるやうなうなことはとんでもないこととございませう。

○正森委員 それでは法務大臣、あまり技術的なことになつて御退屈でしょうか伺ひますが、いまの大蔵省の説明にもかかわらず、私が番場嘉一郎氏の経団連のパンフレットの中の意見あるいは居林次雄氏の意見といふものを讀みましたやうに、少なくとも経団連関係ではそういうやうに理解しておるといふことは、これは否定できないと思ひます。そこでそういうものをすべり込ませるやうなことを商法の改正で、いまこの企業の社会的責任が問はれてゐるときになぜなる必要があるのか、また私どもがそういう問題提起をしても自由民主党は多数だからこれはやはり成立させるんだといふやうにお考えなのか、あるいはそれについても何らかの手当で、法律上の手当であるいは行政指導上の手当でといふものをなさらないければならぬと思つておられるかどうか、こういう大きな問題について大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○川島政府委員 その前に私から商法の改正案の考え方について一言申し上げておきたいと思ひます。御承知のやうに、今回の商法の改正におきましては、会計処理の原則、評価規定といったやうなものにつきましては特段の改正を行なつてゐないわけでございませう。ただ先ほど御指摘がありましたがやうに、「商業帳簿ノ作成ニ關スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」といふ規定を置くことにしております。そこで、なぜこ

う規定を置くにしております。そこで、なぜこ

ういう規定を置いたかということでございますが、これは一つには商法の規定だけではすべてを尽くしておられない。したがって、規定のない点についても、商業帳簿作成の目的から見て正しい処理を行なう必要があるというために、公正な慣行をしんじやくせよということの規定したわけでございますが、それと一つ技術的な問題といたしまして関係がございますのは特例法との関係でございます。これは特例法におきましては、資本金五億円以上の株式会社に対しては決算期における計算書類につきまして株主総会前に公認会計士あるいは監査法人を主体とする会計監査人の監査を受けさせることにいたしております。そしてこの五億円以上の会社の中には、現在証取法の監査の必要のある会社かなり含まれておるわけでございます。ところで証取法の監査におきましては現在おおむね企業会計原則によって処理しております。それに対して、商法のほうでは商法自体の原則によって処理しなければならぬというところになっておまして、同じ会社に対して商法上の監査と証取法上の監査と監査の基準が食い違つたのではよくないか、二重手間になるであらうという点も考慮いたしまして、なるべく両者の会計処理の基準というものを同一にしうということ、先ほど申し上げましたような公正なる会計慣行、これにつきましては現在の考えでおります企業会計原則におおむね一致するものであらうというところからこういう規定を設けますと同時に、今後商法の規定に抵触することがないようにさらに企業会計原則を再検討して、さらに修正すべきものは修正していこう、こういう話になってきたわけでございます。商法の立場から申しますと、商法の規定しております会計の処理の方法、それを適正に行なうためにさらに企業会計原則につきましても十分な御考慮をお願いしておる、こういうことになるわけでございます。

○田中(伊)國務大臣 いま局長から説明をいたしました公正な慣行というのが、企業会計原則の改正されたものとそりを合わせて矛盾をしないというふうな運用をしていくことがたいへん大事なことである、こう考えます。いろいろ御意見を伺いました点を念頭に置きまして、この方針でひとつやっていきたい、そういう意味で商法改正のねらいとしております公正なる慣行という点に御理解をいただきたいと思ひます。

○正森委員 いや、御理解できないからいろいろ伺っている。それで、企業会計原則の修正案というものは非常な問題点を含んでおる、また現実に問題点を起こすということを申し上げたわけでも、川島局長の御答弁も御苦心のほどはわかりますけれども、しかし私の疑問を解消させるには至っておられない。逆に最初の御答弁でも、また横におられる田邊参事官、非常に御勉強なさつておられて、論文を拝見しましたが、その論文を見てもおおむねこの商法三十二条の公正なる会計慣行のしんじやくとこの企業会計原則と一致しておりますと、そうでしょう川島さん、私あなたの本ちゃんと言んだから、そういうのを言うておられるわけですか。そうするとこれがパラレルはぼイコールなものであるということになれば、その商法独自の意味のことをちらつと言われども、われわれとしてはなかなか、これはやはり大企業の利益のために活用されるのではないかと、この疑問を消し去ることができないのです。

そこでもう少しこまかく聞いていきますと、「公正ナル会計慣行」、こうなつていますが、慣行というのは慣習とは違ひますね。民法九十二條では「慣習」ということばを使つておられますが、それをわざわざ「慣行」というようにしておられる。これはいかなる理由によるものであるか。これについては先ほど少しお答えになりましたけれども、これは商法側の——大臣はこういうこまかい問題はけつこうですから、それ以外の方から承りたい。○田邊説明員 先生のお尋ねになつておりますのは、三十二條二項の慣行としんじやくの関係だろうと思ひます。

おっしゃる慣行と申しますのは、民法で申します慣習、これとほぼ似た概念と考えておりますけれども、会計の世界で行なわれているならわし、そういうものを表現したつもりであります。ただ単純に行なわれている慣習、ならわしではございませんので、それが商法から見れば公正なものであると考える場合のならわしを組み入れて判断しろ、こういう表現でございます。先ほど来の御質問で、私も全くと會計的にしろうとでございますので、御指摘の点が非常にむずかしい問題を含んでおりますけれども、商法側から申しますと、この「會計慣行ヲ斟酌スベシ」という表現をいたしましたところに、先ほど来先生の御追及になる問題点を解決したつもりでおるわけでございます。

少しく付言いたしますと、問題は継続性の原則に始まり、引き当て金の問題というように発展してまいつております。商法の考えから申しますと、継続性の原則というものは商法上は明確にそれをつたつていない、ただ計算書類の表示の面で、私どもの概念の省令の中でこの修正案に出ておると同様にいままで使つておりました會計処理の方法を変えたときにはそれを明らかに注記しろ、こういう規定を持っております。その考え方は実は継続性の原則で先生が例にあげられました固定資産の償却の方法について、たとえば定率法と定額法という二つの方法が行なわれておる、商法の側は条文上は相當の償却をしなければならぬという条文になつております。そこで商法は實際上の會計の慣行をながめて、その慣行で使われている二つの方法を、いずれも適法なものとして扱つておる、こういうたてまえでございます。したがつて、適法な方法のいずれをとるかということ、それはそれぞれの企業の実情に応じて行なわれることであり、かりにその方法を変更いたしましたとしても、それは法律が、たとえば二つの尺度を認めておるといふところに問題があるわけでございます。したがつて、ある一つの尺度からもう一つの尺度に移るといふことは、最終的にはその会社の計算結果を判断する株主の判断にゆだねよう、しかし、それは株主にとっては明らかにわかりませんから、

これを変更いたしましたということだけは明確にしておく、そういう趣旨で商法は成り立つておるわけでございます。會計原則の修正の問題でもその立場は貫かれておまして、現行の省令よりも詳しく、つまり、現行の省令ではものをさしを變えたというところだけを示せばいいとなつておりますものを、今後の改正ではおそろく、ものをさしを變えた結果、前のものさしで計算した額と、新しいものさしで計算した額の差額をも書かせようという方向に改正が行なわれると考えております。

それから、第二点の引き当て金の問題でございますが、御存じのように、商法は二百八十七條ノ二という条文で引き当て金を規定しております。この商法の規定する引き当て金は、非常に範圍の広いものでございます。と申しますのは、任意の規定で、企業は必ず商法二百八十七條ノ二の引き当て金を計上しなければならぬといふたてまえになつていない、と申しますことは、會計で先ほど来御議論になる負債性引き当て金といふものも含めて、利益性引き当て金といふものも入り得るやうな余地のある法文になつておるわけでございます。商法から見ますと、たとえば退職給付引き当て金といふようなものは、いわゆる負債であると考えております。巷間退職金を引き当て金といふ名目であげておりますものは、商法からいへば、これは必ず計上しなければならぬもの、こう考へるわけでございます。そういう意味合ひで、商法の考へておるものは非常に広いものだ、広いものでありますけれども、御指摘のように、これを計上することによって利益に影響いたします。株主から見ますと、そのやうなものを計上しなかつていいという結論を下してちつとも差しつかえない、それを計上しないで、むしろ配当に回すべきだといふ修正の権限を持つておるものである、こう考へるわけであります。したがつて、今回の會計原則の修正でも、商法から見ますとどうしても計上しなければならぬものは、当然計上させるけれども、企業に任意とされておる、しかもその性格が利益を留保するような性格のものについて

は、株主に十分な情報を与えるように、そういう配慮がなされていると思います。そうして、会計慣行というものが、御指摘のようにそういう利益性のものをより多くという方向に向かうという場合に、それが公正なものであるかどうかということの判断は、やはり商法独自でやらざるを得ない、かりに会計原則をもう一度修正いたしまして、御指摘のような広いものに広がっていく、そういうまた広がっていった場合に、株主に対する公示の方法も不十分であるというふうなことになるれば、商法から考えれば、かりにそういう修正が行なわれても、それは公正な慣行とは認め得ないという結論が出る場合がございいます。そういう配慮がございまして、会計学者は非常に不満であつたわけですが、つまりしんしやく規定ではなくして、公正な会計慣行によれという、準拠すべきあるいは依拠すべきという表現を主張したわけがございいます。法律の上からは、それはしんしやくということばで、大いに判断の材料とするけれども、そのものによれという表現は避けたいわけがございいます。そういったしんと、会計原則の修正、つまり政府の行政審議会の結論によって法律改正が行なわれるようなことになつてはならない、そういう配慮があつたわけがございいます。この条項の考え方というのは、以上のような考え方をいたしております。

○正森委員 そこで伺いますが、あなたは非常に懇切丁寧に説明していただいて、あなたが座談会でおっしゃっているのがさらに真意がよくわかつた。あれは短いものだから、真意がよくわからなかつたというように思いますが、しかし、私も同じく学者の言っているのを聞きますと、慣習と慣行とは違ふ、また、慣行というのは現にあるものを扱うというのではないのだ、慣行というのは時間的にも慣習のように長く継続しておる必要はないし、場所的にも広い地域で行なわれている必要はない。あるいはまた、いまたとえば定額法、定率法というように、二つの方法がありまされども、その会計原則として新しい、

より公正なものがあらわれてくる、あるいは慣習制度にかかわらずいろいろなものが出てくるという場合には、それを先取りと言つたら語弊がありますが、取り得る余地を残して会計慣行をしんしやくすべし、こういうふうになつておるのだという学者もございいますね。そうだとすると、これは、あなたは、一行政府の企業会計原則の修正によつて商法の立場が公正でなくなるというふうなことはないのでと言われましたが、それはそのかもしれません、今度は逆に、一部の企業でこれは慣行だということが出てくる、あるいは慣行にする、それもまた慣行たり得る余地があるというように学者は言つておりますから、そうだとすると、よほどこの点はよく考えないと、非常に有力な企業が、これはもう慣行としてしんしやくされてしまふべきなんだというふうなことでやつてくるという場合もあり得るのです。それに対する歯どめというのは、結局はたしてそれが公正な会計慣行をしんしやくしたものであるかどうかということ、裁判所が判断するということに学者は言つておりますね。ですからそういうことになるのかもしませんが、慣行を、もし慣習と違つてそういうように解釈するとすれば、私がいま言つたような心配も起つてくるというように思いますが、それについて田邊参事官の見解を承ればけっこうです。

○田邊説明員 先生のお考えのとおり、学者の議論をいたしましては、このしんしやく規定を設けた経緯からいって、慣行というものに縛つておく、新しい方法が出現したときにそれによれなくなつては困る、こういう主張なんです、実はそれは私の主張でございまして、この背景は御指摘のとおりなんです。慣行といふと、やはりある程度の時間的なつながりが必要ではなからうか、ならわしというものは繰り返される、特にある一企業のみである事柄を案出いたしました、それは一般にならわしとはいわないであらう、こういう考えから慣行ということばを使ひました。しかし、先生の御指摘のように、それを慣

習と表現いたしましたしても、私は同じことにならうかと思ひます。このポイントが慣行にこだわることではないんだ、それべつたりで考えなくてもよろしい、それが実は会計の新法につながるだろう、ある新しい学説が突然出てまいりましたも、それが商法からなめて公正なものなら堂々とそれによつてよろしいという考え方を示しておるものでございいます。したがつて、ある企業が突然新しい方法を案出したといひましたも、これはおそれく慣行とはいへないと思ひます。そこで、その企業がその方法を採用したことについては、最終的には裁判所の判断によりましますけれども、当面の決算の上ではそれが商法でいつていような公正な会計慣行に準ずるようなものである、あるいは公正なものであるということのみならず立証しなければならぬと思ひます。その立証によつて監査役なり公認会計士を納得できなければ、それはやはり会計士なり監査役の意見としては不適法だという判断を受ける余地は十分あるのだ、つまり、新しいものを使うときにはそれだけの覚悟をしなうということはこの条文はいつてい、そういうふうにて考えております。

○正森委員 それでは次の問題に移りますが、ついでに比較的技術的な問題を伺おうと思つたのですけれども、時間がたつてきましたので、大臣が御用があるといけませんので、大臣にお聞きすることから一、二伺つて、御用がございましてから十二時になりますので御退席いたしてもけっこうでございます。

商法で、これから監査役の監査の問題を伺うわけですが、これからは、いま企業の社会的責任というのを論じている場合に、普通いままでは株式会社で、私も大学で習ひました場合には、株主の保護、債権者の保護、取引先の保護というふうなことが中心でございまして、しかしながら、現在の資本金数千億円というふうな企業が出てまいるというふうな場合には、やはりそれだけでは足りない、その企業と一般庶民とのかわかり合ひというふうなものが、どうしても考えの中に

のはつてこなければならぬのじゃないかというように思ふのです。そこで、その場合に、監査役の権限強化だけで済むか、あるいは取締役会をどうしなればいけないとか、あるいは総会をもう少し実のあるものにしなければいけないとか、いろいろな点がございいますが、たとえば総会の点については、田中委員もいろいろお聞きになつたやうでございまして、これは総会屋の横行というふうなものは目に余るものがあるというふうな大新聞の社説も指摘しておるわけですね。これは少し古いですが、昭和四十五年の三月に朝日新聞がずつと特集したものでございまして、総会屋というのいろいろなところへ出てい、

「これほど簡単にいふところへ出る、これが昭和四十五年三月十一日の「総会屋と会社」という朝日新聞に載つておるところでございまして。大抵総会屋にも与党と野党というのがあるらしくて、それで名の売れた総会屋は与党になつてしまつたらう。かけ出しは、まあ私のような者かもしれませんが、野党になつていぢやもんをつける。しかし、それでも何がしかありつけないというふうなこと大いにやつておる。総会の進行係、これは与党の国対委員長みたいなものですが、そういうものにならばもういふんと大きいということがちやんと書いてあるんですね。そして、進行の筋書きどおりに動いておる。会社というものはそれに対して非常に弱くしてお金を包む。これは昭和四十五年三月十日の朝日の記事によると、活動している会社は千五百人ほどと警視庁は見ている。——これは私のことばではないのです。朝日新聞に「会社ゴロ」とはつきり書いてあるわけですから。そこで、ついでこの間も「批判の中、四大商社株主総会」ということで、これは朝日新聞だけでなしに各新聞、讀賣新聞その他にも出ましたね。これは大臣も御承知のとおりだと思ひます。これを見ると、たとえば三井物産の例をあげると、五月三十一日に大手町の三井生命ホールで開かれたけれども、与党の総会屋が二十ペー

ジにわたる議事進行の筋書きを持っておる。国会の本会議だってそんな筋書きはない。ときどき舌が長かったり短かったりする。そういうことになつておるのに、議事をすべき総会において総会屋が筋書きを持っておつて、そして大体そのとおり動いたということがはつきり出ておるわけですね。これは大新聞が実際上その場について報告をしたことであるわけですね。それから、たとえば丸紅、この間木村とか米だとか買い占めてえらい問題になつたこの丸紅でも同じことでありまして、檜山社長、国会へも呼び出された。この人が「営業概況報告に入る前にヤミモチ米の取扱いで逮捕者まで出した事件にふれ「いやしくも法令に違反することがないよう注意していたのですが」。商社の社会的使命と責任が重大な時だけに、まことに申訳なく反省しています」と深々と頭を下げた。そうしたらその総会屋から「了解」「了解」の聲が飛んだ。ということ、「拍手の連続。途中、株主の一人が営業報告書を片手に立上がり質問しようとしたが、まわりの株主になだめられて着席する。一コマがあつたぐらゐで、それも総会屋同士の茶番劇」。あまり何もなかつたら困るから、総会屋の野党が立つて、それを与党がなだめるといふことをちゃんと組んでやつておる。一般の人は質問できない。こういうことが公然と——いいですか、これは「赤旗」じゃないですよ。讀賣新聞、朝日新聞——それは共産党に好意のあることをこのころ書いてくださることもありますけれども、書かない場合もある。そういう新聞が、目に余るものとして書いておるというふうな点を考えますと、やはり一株運動なんかでいろいろ問題もありましようけれども、総会の権限規定というふうなもの、少なくとも総会のあり方ですね。それをやはり考慮するとか、あるいは行政指導で総会というもので暴力なんか伴うようなことがあつてはなりませんが、論議を尽くし、社会的に企業のあり方について経営責任者は考え、世間には訴えるということがあると当然だと思ふのですが、それについて大臣のお考えを聞かしてください。

○田中(伊)國務大臣 お説のように、総会屋がいろいろ策動する余地があつた。そういうことは一体どういふことかといふと、まあ大企業に多いわけですが、大企業の行なう株主総会の運営というものが形式的なものになつてゐる。そこに出席してあります株主の諸君も、会社の企業の内容、計算書類の内容といふものがつぶさにわからない。出席するまでわからない。出席の席においても、説明をしたりしなかつたり、その株主総会が形式に流れておるので、総会屋が活動する余地がある。活動する余地があるぐらゐでは、総会屋の思いどおりになつてしまふ。総会屋さえ操縦しておれば、会社の立場は立つようになるといふところに欠陥があらうと思ひます。

そこで、このたびの商法改正に、その点だけに関連をしたところで申し上げますと、計算書類は、いやしくも内容を尽くしたりつばなものをしななければいけない。そうしてそれを株主総会の招集令状、招集通知状、何月何日株主総会を開きますからおいでをいただきますという招集の通知状に、内容のよく整つた計算書類を事前に添付して、これが今度の改正のところで非常に重要な意味を、先生御質問の御趣旨に合わせた点を取り上げて申しますと、非常に大事な点でございます。そうしてその計算書類も形式的な、取締役がかつてにつくつたものでなしに、もとより通知状に添付していく計算書類といふものはだれがつくるのかといふと、これは取締役会の責任で取締役がつくるのでございまして、つくりましたものを、会計監査法人なり会計監査人としての公認会計士にこれをかける。そうして今度の新制度による公認会計士の厳正な監査を受けましたものを、今度は会社内部の監査役の監査にまたかける。監査役が五人おられます場合は五人、三人おられます場合には三人、それぞれ独立して責任をもつて監査を行なう。そういう二重の監査をいたしまして、よろしいといふことになりましたものを、ことばをかえますと、内容をよく尽くしたものを事前に招集通知状に添付して、これを回していく。株主はそれを手

にとりまして自分で読めるものは自分で読めばよろしいし、専門家に読ませなければ説明のわからないものは専門家にこれを讀まして説明を受ける。そうして株主総会当日議題の中心となる計算書類の中心について十分これを承知、理解をいたしました上で株主総会の席に出席をする、こういうたてまえをぜひ実現させたいというのが今回の改正でございます。

○正森委員 いま大臣からそういう御答弁があつたわけでございますけれども、しかし、一つ、二つの例をあげますと、ここに私は四月三日の讀賣の夕刊あるいは私どもの機関紙の赤旗というものを持っておりますが、讀賣の見出しによると「投機アニマル六六六」土地保有額二倍、木材売買益三倍「四十七年度下期から急増」こういう大きな見出しですね。そしてそれを實際上裏づけるように大商社の利益は非常に急増しておる。たとえば買占めで激しい糾弾を浴びた木材の關係について言いますと、四十六年十月から四十七年三月の四十四億三千万円に比べて四十七年度下期の四十七年十月から四十八年一月の四ヶ月だけで、二月からわざわざこうやつたのですけれども、四ヶ月だけで何と百四十九億一千五百万円と、実に三倍の売却利益をあげておる。土地について見ると、四十七年度下期の四ヶ月間だけでも、御存じと思いますが、六社合計で三百四十五億円を動かして千百二十二万平方メートルも買い占め、四十七年度下期の期末残高では三千七百万平方メートルを保有、四十六年度下期の期末残高千五百九十六万平方メートルの実に二倍になつており、猛烈な土地投機の状態を示しておるというように書かれておるわけですね。そういうことのために利益が異常にふえてきたといふのは当然でございまして、たとえば三井物産などは、これは前年のほぼ二倍、二百四十四億三千七百万円の所得をあげた、あるいは所得の伸び率が最も大きかつたのは丸紅で、二・六八倍伸びておる、こういう状況なんです。そうしますと、株主の立場から言へば、企業がよくもつてくれた、おれたちの配当は多くなる、あるいは社内留保は多くなる、それこそ特定引き当て金が多くなる、大蔵省のおかげだ、こう言つて喜ぶかもしれないけれども、それによつてたとえは全建労働の労働者などは木材が来ないから仕事ができないうといつて、丸紅に波狀的に陳情、抗

議したことは周知の事実。そうならば、一体企業は何のためにあるのか。もちろん企業は存立に必要な限度内においてこれは利益をあげなければならぬけれども、企業といえども、結局は社会のためにあるのだということを考えますと、現在の状況というのは、商法を改正しただけでは事足りるわけではなしに、たとえば買い占め、売り惜しみについて自由民主党は案を出しになりましたが、あれは買い占め、売り惜しみそのものに對して罰則はない。そういうものをもっときびしくする必要があるのではないかと。あるいは国会の中に委員会を設けて十分な監督権を持つようにしなければいけないのではないかと。いうようなことを思わざるを得ない。商法の一部をいじくって、あとで聞きますけれども、監査を少しくらいきびしくしたように見せかけても、それでこのような事態を防ぐことはできない、私どもはそう思いますけれども、大臣は将来の展望としてあるいは現在の展望としてでもよろしいが、御見解を承りたい。

○田中(伊)國務大臣 わが国経済界で問題になっておりますような事柄、これは商法の改正で防止をする役目をつとめ得ないのではないかと。御心配、同様の心配が私にもあるわけです。しかしこの商法の改正をお許しいただきます場合には、企業がいかにも売り惜しみ、買い占め、反社会性のある行動をとろうとした場合においては、ある程度は押え得る、これはもう間違いない。押え得る、こう考えてこういう改正をお願いしておるわけですが、具体的にどんな点でそれができるのかと申しますと、いままでのような収支の帳じりと金銭の額だけを銀行の預金高と合わせていくという、そういういわゆる会計監査にとどまらず、今度の監査役には業務監査を行なわしめる。その業務監査を徹底して行なわしめるために監査役に権限の強化をはかっておくと。御承知のとおりでございます。取締役会に出席して所見を述べる、言うことを聞かない場合においては差しとめ請求権を持たしてやる、それを

聞かない場合においては裁判所に申し立てをいたしまして、仮処分の申請もできるようなこと。もちろんでございませう。そういう取締役会に出て強力な発言をする、処置をするようなことができるようにになっておりますという結果、私の申しますように企業が反社会性の行動をとることがむずかしくなってくるのではないかと。どのような大きな会社でも取締役会を経ないでやみで買い占めを行なうというところはございませう。必ず取締役会が問題となる。その取締役会には監査役が出て意見を述べる、反社会性のものはチェックする、こういう行動がとれることになるわけではございませんので、この商法改正のみでは万全ではない。ではないかと。先生のおことは、私もそのとおりだと存じますが、商法のこの改正は相当程度お役に立つのではないかと。またお役に立つようにこの運営を行なわしめなければならぬ。問題は、監査役にそういう重要な仕事のできる人を得ることが困難ではなからうかというところは、私も案じておるところでございませう。これは時間をかけて努力をいたしますれば人を得ることもできるのではないかと。監査役の人を得れば、いま提案をしております商法の改正のお許しをいただきます上は、相当程度企業の社会性を確立する上にお役に立つということを私は私はいへん信じておるのでございませう。ぜひどうかひとつ御審議をお願い申し上げます。

○正森委員 大臣がいろいろ後半にお答えいただいたのですが、私は質問の順序を少し変えて、監査役といわゆる業務監査もできるようにしておるのだ、これで安全とはいえないけれども、少しはよくなるだろう、審議を十分に行なうてほしい、つまり可決してほしいということですね、という御意見をおっしゃいましたけれども、しかし大臣にはなほまだ申しわけないのですけれども、そう楽観していいものであろうかという危惧を禁じ得ない。

そこで、それについて若干伺いますが、大蔵省が来ておられますけれども、公認会計士の方々——私は弁護士でございまして、弁護士もいろいろ自戒せなければならぬ問題がある。決して弁護士がかりっぱで公認会計士はどうとか、そういうことを申すわけではございませんけれども、公認会計士の方々が証取法上の監査等をなさって、その上で一定のあやまちがあつたというところで処分しないし注意をお受けになった件数、それはきのう申し上げましたが、おわかりになりましたら内容をお話してください。

○白鳥説明員 公認会計士の制度ができてから現在まで、証取法上の監査に關連して公認会計士が公認会計士法違反によって行政処分を受けた実績でございませうが、これは公認会計士個人としての公認会計士五十四名と監査法人二法人、合わせて五十六件でございませう。その内容を申し上げますと、最も重い処分であるところの登録抹消の処分を受けた会計士が三名ございませう。それから業務の停止、これは一定の期間業務停止になるわけでございますが、この処分を受けた公認会計士が四十六名ございませう。それから戒告の処分を受けた会計士が五名、こういうふうになっております。

○正森委員 いま白鳥議長から御説明がありましたが、私が手元に持っております資料、昭和四十五年十月二十一日の朝日新聞の「公認会計士」という連載記事があります。それを見ますと、「粉飾決算を発見できなかったため登録を取消されたものが二人いるほか業務停止処分などの処分を受けたのは四十四人、誓約書をとられたのは五十一人、処分検討中が二十二人もいる。」というふうな書き方であるんですね。そうすると、昭和四十五年十月二十一日でさえ、計算してみるとすでに百数十名おる。いま五十数名とおっしゃいましたが、その中には誓約書をとるとか、そういうものは入っていないと思うのです。登録取り消しと業務停止処分ということだけだと思ひますが、誓約書をとられる——弁護士で誓約書をとられるということはめったにないんです。だから誓約書をとられるというものであればどのくらいありま

ら、現在までにはもっと多いはずなんです。

○白鳥説明員 誓約書をとられました者が、現在まで八十九名でございませう。

○正森委員 公認会計士は、現在何人おりますか。

○白鳥説明員 現在四千五百六十名おります。

○正森委員 四千人おられて、暗算しますと、大体、ざっと百五十人くらいですか。というのは約四%ですから、それほど大きな数字ではないといえるかもしれませんけれども、しかし弁護士もいろいろ問題を起しますが、いま一万人をこえておると思ひますけれども、その約四%、約四百ないし五百人が数年の間に処分を受けるというようなことはないと思ひます。それがこういう処分を受けておる。しかも四十五年三月十一日ですから見ますと、監査法人が初めて処分を受けたというところで、名前は名譽のためにあげませんけれども、芝電気の監査証明にあたり虚偽の証明をしたという、非常に古い監査法人ですね、十八も監査会社を持っておつた。法務省からいただいた資料によると、おそらく最もたくさん持つところだと思ひますが、それが法人自体が戒告を受けて、その筆頭と見られる公認会計士は三ヶ月の業務停止を受けておる。こうなると、個人としてでも非常に問題がある。しかも、監査法人というところで共同でやるといふことになれば、これは防げるかと思ひます。これは専門の公認会計士だから、あるいはその公認会計士が何人か集まっている監査法人だからということだけでは、問題が解決しない社会的な原因があるのではないかと。これは公認会計士さんが悪いのではない。そうさせるような社会的な原因があるのではないかと。さう考へておられますが、その点についてどうお考えになつておりますか。法務省でも大蔵省でもよろしい。

○白鳥説明員 確かに、従来、企業の中で粉飾決算に対する罪惡感が薄かつたというような事実がございませう。特に昭和四十一、二年ごろまでは、そういう傾向が非常に強つておりました。公認

です。したがってそれについて法務省あるいは大蔵省は何かお考えを持っておられるかどうか。それともこういうように処分が出てきた実績があり投資があるにもかかわらず、公認会計士は神のごとき人であつて、いかなる誘惑にも屈せず、いまの日本を救うために乃公出でずんばというこゝとで安心しておられるかどうか。その点を伺いた

○白鳥説明員 おつしやるとおり、公認会計士は神さまではございませぬ。しかしながら、会社が確かに公認会計士に対して監査報酬を払っているから公認会計士が会社の言いなりになるのではないかと、こういうようなお考えは必ずしも当を得たものではないと思ひます。むしろこれは会社側の姿勢といひますが、基本的な考え方に一つながることではございませぬが、本来公認会計士監査といふものは、会社の経理がこれだけ正しいものなんだ、りつぱなものなんだということを明らかにして会社の社会的な評価を高めるためのもの、それに対する報酬だ、こういうことが、これは理想論とおつしやるかと思ひますけれども、こういう方向に持っていく目的のものであると存じます。

なお、公認会計士が会社の言いなりになつて十分な監査意見を表明しなかつたというふうな例は、これはごくわずかのものがさういふふうな表面に立つて議論される、批判の矢面に立たされて、大多数の公認会計士は非常にしっかりとした監査をやつてゐるのではないかと思ひます。特に重要なことは、この公認会計士が会社の行つた経理の結果を見て、それがけしからぬといつて不適正の意見ををつけるということだけが公認会計士の仕事ではございませんで、監査の過程において、会社の相談をいろいろ受けて、こういう点について、これは自分の専門的な知識からさういふふうな経理するのが正しいのだという指導をいたします。こういう公認会計士の指導によつて会社の経理が、内容が向上してくる、こういう面があることをひとつお見忘れないようにしていただ

きたいと存じます。

○正森委員 いま大蔵省が非常に理想論をお述べになつた。お金を握つておるところにしてはどうも理想論過ぎるのじやないかというふうに思ひますが、実際にそれはいまの投資をした人の意見は少し極端な意見かもしれないが、私も弁護士をやつておりました、やっぱり依頼者といふのはかわいひです。刑罰の場合なら、悪いことをした。しかし、法のもとに許される限りは、これは正当防衛で無罪にしてやりたい、あるいは刑の免除にしてやりたい、せめて執行猶予をつけてやりたい、こう思ふのはあたりまえの話であつて、これは田中大臣もよく御経験のあるところ。民事でも、これは明らかになつて勝つていふようなことはできませんけれども、法律技術的に微妙な事件の場合は、弁護士の活動によつて勝訴、敗訴分かれる場合があるといふようなことで、かゝるものですね。その場合でも弁護士は、相手方があるから、それが裁判所の前で検証されるからうかつなことができないけれども、公認会計士の場合は、大蔵省は監査されるでしようけれども、それはきわめて弱いものだ。だからやっぱり問題があるんじゃないかといふことを言つておるの

で、それについて会社側が、その監査を受けて専門的な技術をやつてもらつて、非常に教養を受けてけつこうなことだと思つてゐるかと。思つておらないのです。現に、昭和四十五年十月二十三日、その朝日新聞にはこう書いてある。「監査を受ける会社側の考え方も変えなければならぬ。公認会計士の報酬は経団連との間で協定されている。基本報酬は半期で一部上場が五十万円（二部三十五万円）執務報酬は一日あた

り責任者二万円、会計士一万二千円、会計士補七千円となつており、一社監査を持つと年間平均三百万円の報酬がはいる。物価高のため協会で」といふのは公認会計士協会ですね。値上げを交渉しても経団連側は「企業経営者は、監査を受けても、利益にもならず逆に値下げをすべきだと考へてゐる」と拒否する。さう書いてあります。「監査を受けても、利益にもならず逆に値下げをすべきだ」、これがいまの会社の考え方です。もうかるなら木材でも何でも買ひ占める。しかしりつぱな公認会計士の監査を受けても、利益にもならず、監査についての費用を出すだけだ、そんなもの上げられるかといふ不屈きな考え方です。そんな会社を相手にして公認会計士、よほどスーパーマンでなければならぬでございませぬ。その実情を考へずに、いやいや、りつぱな御制度でございませぬといふで大蔵省の役所の中でおさまつておつたんだ、これはなかなか世の中はよくありません。だからあなは課長さんだから愛知蔵相じやないから責任のある答弁ができないだらうと思つて、きようは初めからさういふ気持ちであつたに聞いておるけれども、しかし上司に對してさういふことを言うておきなさい。そうではなければ、なかなかこんな程度の商法改正では世の中はよくならない、こう思ひます。法務大臣にもそのことはぜひとも御記憶にとめておいていただきたいといふことを、私として申し上げておきたいのであります。

○中垣委員長 どうぞ。

○正森委員 そこで、それならば公認会計士さんの監査が一定の限度内で十分に行なわれるだらうかといふように考へますと、大臣は、今度の監査役あるいは公認会計士あるいは監査法人による監査、五億円以上は義務づけられてゐます。それは業務監査までできるんだといふようなことをいろいろおつしやいましたが、その業務監査の権限

は違法性の監査のみであるのかあるいは妥当性の監査にも及ぶのかといふのは、学説上争ひのあるところではございませぬ。そこで、いま大臣がさう胸を張つてお答えになつた見地から見て、期待される法務省のホープ、会計監査制度の改正といふのは、取締役の業務について違法性の監査だけに限定されるのか、それとも妥当性の監査にも及ぶのかといふ点について御見解を承りたい。

○川島政府委員 改正法によりまして監査役の監査権限が会計監査から業務監査に拡大されました場合に、その拡大された業務監査の権限は妥当性の監査にまで及ぶのかあるいは違法性の範囲にとどまるものかといふ御質問でございませぬ。

この点につきましては、先般大竹委員からの御質問もあつたわけではございませぬが、商法の規定の上では必ずしもその点を直接にはつきりとはいたしておりませぬ。しかしながら各個の規定を検討したしてみますと、それはおおむね違法性の範囲にとどまるものにならうと思つてゐるわけではございませぬ。この点につきましてはいろいろ考へ方があることは御指摘のとおりでございませぬが、たとえば差しとめ請求でありませぬとか、あるいは株主総会に対する監査役の報告義務、二百七十五条とか二百七十五条ノ二といったような規定でございませぬが、法令に反しあるいは定款に反するといふようなことが要件になつておりました。それから「著しく不当ナル事項」ありたるときといふような表現のあるところもございませぬけれども、これは取締役が著しく不当な行為を行なつた場合には、会社に対する忠実義務の違反といふような問題を生じますので、さういふ意味におきまして理解できるわけではございませぬ、広く申し上げますと、やはりこれも法令違反の範囲に入るだらう、さういふふうに考へます。したがつて、たとへば二百七十四条には「監査役は取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス」と單純に書いてございませぬけれども、個々のいろいろな権限、規定と照らし合せて考へますと、監査役の監査の限度は違法性の監査の範囲にとどまるであらう、さういふことがいえる

○正森委員　そこで私から伺いたいと思います

が、学説を見ますと、大体大きく分けて三説、あるいはこまかく分けると四説くらいになるといふふうに思われます。第一説は、これはいま川島民事局長のおっしゃったように違法性の監査に限られるのだというような考え方、これはむしろあななた方が要綱の第一、五ないし八というところでおっしゃっておられます。この説については学者の中でも、私勉強しておりますが、味村さんなどはほぼ同じ見解ではないかというふうに思います。第二説としては、違法性の監査を法律上の職務ないし権限としているのが原則であるが、妥当性の監査は、法律上の職務ではないけれども、妥当性について意見を述べることは法律は禁止していないから、事実上やることは差しつかえないというのが二番目の説でございます。東大の矢沢さんなどはこれに近い意見だそうであります。あるいはさらに広く解釈される方もありまして、これは肯定説で、監査役は取締役会に出席して意見を述べることができる。これは改正案にございますね。これは限定を付せられていないから取締役の職務遂行の妥当性についてはもちろん、会社の経営方針その他あらゆる面について意見を述べることができる。したがってそれに必要な限度で業務監査ができるのだというような見解であります。これが一番広い。第四説としては、田中誠二橋大学名誉教授。これは妥当性の点についても監査大当りであるけれども、妥当性の点を二つに分けて、第一は経営政策的または能率を目標とするもので、積極的に一定の営業活動または生産活動をすべしという前向きのもので、これについては消極的だ。しかし第二種類の、一定事項の当不当を調査して不当な点がないかを明らかにする防止的なもの、これは違法性の範囲にとどまらなくても妥当性の範囲についてもできるのだということをおられるのですね。だからこまかく分ければ四説ある。三説だと見てもいいと思いますが、そういう説がある場合に、私はあまり勉強はして

おりませんが、「法律のひろば」第二十三巻第八号、一九七〇年の八月号、これに田邊明法務省参事官が出席して御高説を述べておられる。これはたまたま私どもが学習をいたしますと、一生学習しなければならぬですから学習をいたしますと、これはほぼ第一説に近い適法性の監査というふうな立場で権限を行使することになるだろう、こういうような結論ですね。結論部分だけを読んだのですが、これは御記憶にあると思いますが、となっておるわけであります。そこで初めに戻るわけですが、大臣が非常に意気込んでこういう期待をするのだと言われる趣旨から見れば、私はこれは何とも今度の業務監査についてすべて賛成しているわけじゃありませんが、かりにそういうものが設けられるとすれば、違法性についての監査だけではなしにある程度妥当性についての監査というものもものであるでなければ、これは商法が期待しているような、あるいは少なくとも大臣が期待しておられるようなそういう効果はあげられないのではなからうか。その場合に、学説の中に四説あり、むしろ法務省の意見は少数説であるというように拝見できるにもかかわらず——これは何も共産党の学者がいつているのじゃない。ほんとうに保守的な学者でさえそういうふうに言うている場合に、なぜ違法性の監査だけだという見解を立法者の意思としてお答え願わなければいかぬのか、その点を伺いたい。

○田邊説明員 お名ざしでございますから私からお答えいたします。

先生御指摘のとおり 私が答えましたこの法案の考えは、違法性の監査、私どもは適法性の監査とこう申しております。その適法性の監査と申しますのは、取締役会がきめることあるいは取締役会の執行する内容について、それが法令、定款に違反するかどうかを監査する、こういう趣旨でございます。ただ、法令違反の中身に、先ほどおあげになりました、第四説でございましょうか、田中博士がおっしゃっておられる当、不当の問題を審は含んでいる。と申しますのは、先ほど局長が講

み上げました条文の中にも、たとえば総会報告事項の中で、「著しく不当ナル事項」あるいは監査報告書の中で、「著しく不当ナルトキ」というような表現がございます。これは実はいわゆる妥当性の監査の対象となる意味での当、不当ということを基礎にいたしておるわけですが、その当、不当が著しく不当だという場合には、商法上の考え方といたしましては取締役が忠実義務を負担している、民法的には善管義務を負担している、その忠実義務に違反する場合である。もう一度申し上げます、著しく不当なる業務執行をやった場合には、それは忠実義務規定に反するという意味での違法性を帯びるのである、こういう意味合いを持たしております。したがって一般的に当、不当の問題を取り上げた場合に、これは調べてみない限り、それが商法のいうような著しく不当かいかということはわからない。そういう意味では、ちょうどこの当、不当の接点が妥当性と適法性の監査の間、交わり合う場面だと私も考える。そういう意味で監査役は、原則は適法性の監査を担当いたしますが、妥当性に關しても、それが法令違反になるような著しき不当性を帯びるかいないかについて監査すべきであり、また権限を持っている、このように考えておるわけでございます。

○正森委員 さすが田邊さんだけあって非常に詳しくお述べになりましたが、しかしそういう御説明を伺っても、なおかつ、その接点になるという

ような御説明でなしに、田中誠二博士の説をとる
 ということの実益はあるというように思ふのです
 ね。田中氏自身がいうておられるのですね。その
 部分を少し御参考までに申し上げますと、なるほど
 不当と認められるものは二百五十四条の二の取
 締役の忠実義務違反といえる場合が多い、しか
 がってそれは法令違反でもあると、こういうこと
 ですけれども、著しく不当と認められるというの
 は、多くの場合には、取締役の忠実義務違反に該
 当するとしても、この場合には、監査役は第二
 百五十四条の二違反であることを根拠づける必要は
 ない。つまり法令違反だけでなしに、当、不当も

妥当性について判断できるというのであれば、これは二百五十四条の二違反だから、だから私は調べさしてもらうんだ、意見を述べるんだということをしていなくても、その見解上著しく不当だということさえいえばそれで足りるということになるんで、監査役が何も公認会計士または弁護士、法律専門家だけでなしに——何しろ百万もあるのですからね、そして商法は一般法なんですから、そういうふうな点も考えますと、適法性の監査だけだということに立法者の意思としておっしゃらずに、そこを余裕を持たして、せめて田中誠二博士の積極的な、経営政策的あるいは生産活動的なものではないにしても、一定事項の当、不当という妥当性は監査できるし、業務監査をやっているんだというようにこの国会の審議の場でお述べになっておくということが非常に、公認会計士さんにしろ、あるいはしろうとの監査役にしろ、やりやすくするのはないかというように思うので、あえて尋ねるわけです。それは「赤旗」に書いておるんじゃないんで、りっぱな学者がいつておられる。しかも中正妥当ですか、田中さんのお好きな、右に片寄らず左に偏せずという人が言っておられるのですから、それで私はあえて聞くわけです。なおかつ、いやいや、適法性のあれだけだ、おれは「法律のひろば」にいうたんだというように固執されるのか、あるいは、改むるにはばかりなことなれということなのか、その辺を伺いたい。

○田邊説明員　おっしゃるとおりの考えを私も持っております。

○田邊説明員 おっしゃるとおりの考えを私も持っております。

ことばにこだわっているわけではございませんので、先ほど違法性ということについて適法性ということばを使いましたその趣旨が、実は先生のいうとおっしゃっていることと合うわけでございまして、原則は、適法性の監査というものは、当、不当の問題に関しては、その当、不当がいわゆる著しき不当に当たる場合に初めて適法性の範疇に入っている、こういう趣旨で申し上げた。しかもそれを結論づけるためには当、不当の内容を見ざるを得ない、そういう意味での妥当性の監査とい

うものは当然含まれていると考えるわけでござい
ます。

それから取締役会の意見陳述に關しては、学説
も述べるとおり、積極的に適法性の意見に限定す
る趣旨の条文は置かれていない。その意見は自由
に述べる内容のもので差しつかえない、こう考
えております。

○正森委員 非常に含みのある答弁で、田中誠二
説に同意するかのごとく、若干足踏みするかのこ
とでございしましたが、同姓ですが、田中法務大
臣はいかがお考えになりますか。

○田中(伊)國務大臣 私はこういうふうなこれ
を解釈しております。

監査役の大事な仕事は、業務監査をやるという
権限を持たすと同時に、取締役会にあらわれて所
見を述べる、この所見を述べるということに非常
に重要な意味がある。企業に社会性を持たすとい
うような点から申しましても、意見を述べること
自体に非常に重要な意味がある。何しろ、言うこ
とを聞かざれば差しとめ請求をするんだ、それで
もいやというならば裁判所に申請をして、仮処分
をさえるんだ、こういう権限が持たせてあるわけ
でありますから、そういう権限を背景に持つてお
る、権限を自分がみずから掌握しております人の
所見というものは聞かねばならぬ、聞かすべくい
ろいろ所見を述べることでできるものに制度がし
てあるということに重要な意味があるので、あら
ゆる意見を述べていい。適法性であろうが適、不
適であろうが、意見はしっかり述べて——ただそ
の意見を強制するという場合、たとえ聞かざれ
ば差しとめ請求をするんだ、聞かざれば裁判所に
申請をして仮処分の処置をするんだという強制力
のある処置をいたします場合には、これは適法性
法令または定款違反というものがなければ成り立
たないのではなからうか。成り立つのか成り立た
ぬのか、わかつたようなわからぬような、まん中
のできごとというものも、実際の問題にはずいぶ
んあろうと思ひます。あろうと思ひますから、大
いに意見を述べていいが、さていいよという伝

家の宝刀を抜くときには、いま私が申しますよう
に法令または定款の内容に限られる、限られざる
を得ない、こういうふうな判断をして、いま事務
の申し立てをすることと私の言っておることとあ
まり違わぬですね。違わぬことなのでございま
す。そういうふうな解釈をしてそして運営をして
いきたい、こういうふうな考えております。

○正森委員 いま田中法務大臣から御答弁があつ
たのですが、それはそれで結構でござい、私はよろ
しいと思ひますが——よろしいというのは田邊参
事官との関係です。しかし若干、私の質問の趣
旨が、私の質問のしかたが悪かつたのかもしま
せんが正確に御理解願えていない点がある。

それは、大臣がおっしゃつた、たとえば差しと
め請求ですね。聞かなければ仮処分ですという
強大な権限は、改正商法の二百七十五条ノ二に
「取締役が会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為其
ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ爲シ之ニ因リ
会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ監
査役ハ取締役ニ對シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請
求スルコトヲ得」とこうなつておるのです。こ
れは明文の規定があり、当然のことです。

私が申しておりますのは、それは条文上こうか
もしれないけれども、差しとめまでいかない。差
しとめするためには、悪いのをそのものずばり調
べとおるというだけではだめなんで、これはきよう
は公安調査庁に質問しているわけじやありません
けれども、破防法関係では、イモ掘りと称して、
イモを掘り出すためにはまわりの土をこそと掘
らなければイモは出てこない。共産党を調べるた
めにはまわりのやつも調べなければだめだ、こ
うおっしゃつておるのです。またこれはゆつくり
聞きますけれども、そういう問題について、差
しとめをするようなそういう違法なものであるか
どうかを見るためには、やはりまわりのイモを掘
らなければならぬ。それが業務監査であつて、
その業務監査については、適法性だけでなしに、
一定の妥当性というものについて監査でき、報
告を求める、あるいは帳簿を調べるといふ権限が

なければ、二百七十五条ノ二の伝家の宝刀を抜く
ことすらできないのではないか、こう聞いておる
のです。したがつて、それについて大臣はどうお
考えになるか、四説のうちのせめて田中誠二説ぐ
らいまではお行きになるのか、いやいや、川島、
田邊という有能な事務官僚がものを書いたりし
んだから、適法性ということにとどまるんだ、こ
うお思ひになるのか、その点を大臣として、政
治家として、お聞きしたい。

○田中(伊)國務大臣 私は、先ほど御説明になつ
た田中博士のお説に近い考えを持つております。

○正森委員 大臣としてはそこらまでお答えにな
るのが限度だと思ひますけれども、これは實際上
もし法案が通過した場合に、監査をなさる方の指
針にやはりなりますから、立法者の意思として、
針にやはりなりましますことだけにきまつた限定
しないほうがいい場合も起こり得ると思つたから
伺つたわけですね。

それで、こまかい問題なわけですけれども、今度
の改正商法によりましますと、監査役がそういう権限
を持つてきたことにかんがみて、二百五十九条ノ
二で、取締役会を招集するためには、一週間前に
監査役に対しても通知をしなければならないこと
になつております。そこで、もしその取締役
がサボりまして、監査役をうさむという場合に
とて通知をしなかつたという場合には、その
取締役会の決議の効力はどうかあいにになりま
すか。

○川島政府委員 監査役に通知をしないで取締役
会を開いたという場合には、改正商法の規定によ
りますと、当然通知をしななければならない義務を
怠つたことになりまします。その取締役会が違法
な手続によつて開催された。問題は、その違法な
手続が取締役会の決議の効力に影響を持つかどうか
かということでございます。これは解釈問題
になつてまいります。一応の考え方としては思
はれるわけでございします。ただ、通知をしなかつた
にかかわらず監査役がその取締役会に出てきたと

か、そういう例外的にその瑕疵が治癒されたとい
はれるような場合もないとはいへないと思ひます
ので、事情によつて若干留保はつけなければなら
ないと思ひますが、原則といたしましては先ほど
申し上げましたように、その決議は無効であらう、
こういうふうな思ひます。

○正森委員 そうしますと、学説を若干調べてみ
ますと、この規定を効力的規定と解するかある
いはそう解しないかというところで結論が違つて
まいりまして、有効説、無効説あるいは制限無効説
というふうな、大体三つぐらいに分かれる。中
には知恵のある学者がおりまして、おれは嚴格制
限無効説だというふうなことを言うておられる学
者もいる。しかし、原則としては無効である。し
かし、行為と第三者との関係というものは当然起
つてまいりましますから、それはそれで権利乱用
または信義誠実の原則の法理によつて、そういう不
都合は裁判所で救ひ得る場合があるけれども、た
だ、まゑとしては無効である、これが立法者の意
思だ、こう伺つてよろしいか。

○川島政府委員 大体いまお話しになつたとおり
であらうと思ひますが、ただ、第三者との関係と
いうことになりまします。これは代表取締役がその
代表権に基づいて第三者との間に行為をするとい
うことになりまします。その行為の効力と、執行
機関の内部的な意思決定である取締役会の決議と
がどういふ関係を持つつかということになりま
す。別の問題が一つ入つてまいりますので、簡単
にはお説のようになるとはどうか疑問であらうと思
ひます。

○正森委員 そうすると、無効説だ、こうすな
おに聞いておいていいわけですね。

○川島政府委員 取締役会の決議としては無効
だ、こういうふうに申し上げられると思ひます。
○正森委員 そうすると、対外的にいろいろ起
こつてまいります。いまちよつとこつちを見て
いたので、聞かなかつたのですが……

○田邊説明員 局長が答えましたのは、代表取締
役が取締役会の決議に基づいて行為を執行する場

面の問題は別であらう。具体的に申しますと、おっしゃる通りに、監査役に通知なくして当該取締役会で新株の発行を決議したような場合、これが無効になるという原則をとりますと、新株発行は、実は取締役会の決議なくして行なつたということになるわけでありま。これは最高裁の判例も申しますように、第三者の保護、特に株式の流通安全を保護する趣旨から、当該発行そのものには効力の影響はない、こういう趣旨のお答えをしたわけでございます。

○正森委員 わかりました。

時間の関係で若干はしりますけれども、いろいろな業務監査が適法性の範囲内かどうかという点でお聞きしたのですけれども、結局大臣が最初におっしゃいましたように、今度の監査制度の強化といいますが、それはやはり取締役がいろいろ社会的に見て不都合な点がある、あるいは粉飾決算といいますが、逆粉飾決算といいますが、そういうようなものについても防止する目的を持っています、こういう御趣旨だと思ひますが、他方、累積投票制度、これは御存じだと思いますけれども、それは今度全部排除することになつておる。いままでも實際上経団連関係の大きな会社では、法務省当局からの説明によりますと、一社ぐらゐですかを除いては、實際上累積投票制度は発動されたことがないというように伺つておりますから、いわゆる企業ベースで実効性はいまでなかつたといふようにいえるかもしれませんが、しかし、ものごとは、監査役がいろいろ横から監査する、それが実効性を持つ場合は、取締役会の方針それから実践、考え方と全く同じの場合には、これは監査役は一生懸命御苦労なさつておられるけれども、目に見えた効果としてあらわれてこないわけですね、その場合に無意味だといふのじやありませんよ。実際に、社会的にあつたな監査役が、よくやつたといふのは、やはり見解が違ふ場合にはほかならない。そうだとすれば、外側から監査役がいろいろ異なつた意見を言う、あるいは差しとめをするという前に、取締役の中に、社長の

言うまでもなく、少数の株主あるいは多数派と異なつた意見を有する者が進出し得るような――いままでだつたら、二五％以上の株式を持つておる者は、これは累積投票制度をやめてしまふことを阻止できるわけですね。だから、そういうものはやはり残しておくといふことのほうが、これは取締役会の議論の中で少数意見が出てくる、そしてそれを説得してこれは多数意見でやる。そうならば、少数取締役は、いやでもおつても自分が経営責任者ですから、どういふやうに行なわれるか監査しておるわけですから、なかなか悪いことはできない、あるいは逆の立場からいへばいいこともできないかもしれないが、そういうことになりはしないか。そうすると、監査制度を強化しながら累積投票制度はやめてしまふ。しかもそれは居林さんがお書きになつたものを見ると、資本自由化といふものとの関連で、これをなくさないといふ二五％以上外資が来るといふことになるということ、私が見ました中では書いておられる。それならば外資関係の特別法としてお手当てなさつてもいいことで、百一十くらいある株式会社制度として累積投票制度をなくしてしまふといふことは、監査制度を強化するといふ御趣旨から見てもつろくしないのではないかと気がしつろくと目にはするわけです。私いまから二十年余り前に商法を習いましたときに、そういうやういに教へてもらいました。だから、その点聞くのですね。

○川島政府委員 今回の累積投票制度の改正は、これを全然なくしてしまふということではございません。定款で排除した場合にはそれが行なえない、こういうことにするわけでございます。もとこの制度ができましたのが、昭和二十五年当時の、アメリカナイズといふ傾向があつたわけでございますが、立法関係におきましてもアメリカ法を範にとつたといふ一つの例でございます。アメリカの州の中にこういう制度があつたといふところから、わが国にもこれを入れようといふことのできたわけでございますが、その当時から、こういう制度がはたしてわが国になじむものかと

うかといふ声はかなりあつたわけでございます。その後今日までの経過を見ますと、先ほど御質問にありましたように、ほとんど行なわれた例がないといふのが実情でございますし、これを法律をもつて常に強制すると申しますか、完全排除ができないといふたてまを続けておくといふことはいかかものであらうか。現在外国の法律を見ましても、このような制度を置いておるのはアメリカだけでございまして、しかもアメリカの全部の州がそうであるといふわけではございません、そうでない、こういう累積投票制度をとつていない州も相当あるわけでございます。

今回の改正は、そういう点でありますとか実情などにかんがみまして、この点は会社の定款によつて累積投票を排除したいという場合には排除するといふだけのことでございまして、特に実際にはあまり影響のない問題であらうかといふように思ふわけでありま。ただ、実際の累積投票の制度を排除できるようにしてほしいという要望があつたのは事実でございます。

○正森委員 いま川島民事局長から、何か実際上はさっぱり変わらぬのだといふようにとれかねない答弁がございましたけれども、そうじやないでしょう。やはり今度のあれも、定款で排除できるだけだといふことになつておるけれども、いままでだつたら、二五％以上持つておればそれは阻止できたのですから、それを今度全部ささえをはずしてしまふといふことになれば、定款さえ変えれば、累積投票は完全になくしてしまえるわけでしょう。違いますか。そうだとすれば、やはり累積投票制度といふのは、今度の商法改正によつてなくしてしまふといふことは事実であつて、そうだとすれば、取締役の中に、少数意見あるいは異なつた人脈といつてもよろしいが、そういう人を入れることによつて業務を監視し合ふといふ体制はとれなくなつて、多数派が全部握つてしまふといふことを、より助長する、したがつて、そうなれば、その同じ多数派によつて選任された監査役といふものが、いかにこの法令に

よつていろいろ業務監査の権限を与えられても、十分な監査をするといふのは迂遠な方法ではないか、だから、活用するしないは株主にまかせればいいわけだけれども、累積投票制度をいまより以上に実効性のない、名目だけのものにしてしまふ必要はないので、それは残すなら残して、外資の点が心配なら、それは特別法で設ける、一定の範囲を限つてといふやうなことだつていいのではないか、こう聞いているのです。それについてはやはり胸に落ちるやうな御答弁はないですね。どう思ひます。やはりそういうものは残しておいたほうが、少なくともいろいろな角度から監査するあるいは牽制するといふ意味ではいいのではないですか。

○川島政府委員 制度的におつしやるやうな変化が起きることは事実でございます。ただ、私があまり大きな変化はないと申しましたのは、現在累積投票が行なわれた例がほとんどないわけでございます。したがつて、こういう改正をいたしましても、今後においても実行されることはほとんどないであらう、わが国の実情から出発いたしました、そういう観測を申し上げたといふことでございませう。

○正森委員 その観測は当たつてゐるかもしれない、アメリカ的な商法改正のときに時の立法者が抵抗したといふのは、累積投票制度を置きながら、解任については何ら手当てを講じていない、だから、多数派はいつでも解任できるというやうな点についてしり抜けになつておるといふ点はありますけれども、しかし、解任されたつて、今度は株主総会でまた累積投票が出でくるといふことはできるのうさ、こういう歯どめがあつたわけですね。それがなくなつてしまつておるといふやうなことは、これはやはり、いままでの実情から出発してといひますが、実情から出発すれば、昭和二十五年以前には業務監査制度といふのはあつたのですから、それがだめだといふことで変つたのでしう。そのだめだといふほうへ戻そうとしておるのかといふ議論だつて、税理士

さんなんかの中にはあるわけですからね。いままで実効がなかったということ、だからそれは全部やめてしまつても全部というのは言い過ぎです。定款で排除できるということにしてしまふのは、やはり論議の飛躍があるの、それはたてまえ上いろいろ監査するのだ、粉飾決算なんかなくすのだ、企業の社会的責任というものを考えるようにしてらうのだ、こういうことになれば、これはやはり残しておいたほうがいいのじゃないかというの、もつとも意見なのです。どうもたてまえと実際にやるのが違ふじゃないか、いろいろ言うけれども、実際は企業の経営陣をやりますくすというところにだけなつてしまふのではない、公認会計士さんについてもその費用はどこから払われるか、いままで私が読み上げたいろいろな新聞の実績という点から考えますと、ずいぶん問題があるのじゃないかというところを指摘しておきたいというふうに思うのです。この点については御答弁は要りません、いままでの答弁を維持されると思ひますからね。

そこで、私、別の問題について伺いたいのですが、今度の改正を見ますと、非常に企業が資金を得やすくなつておりますね。それがどの項目かというのは川島さん、田中さんよく御存じで、三点ぐらいあります。そういうようなことをしておられるわけですが、企業はたださえ、特に商社などが非常に資金を集めて、そして買い占め売り惜しみをやっておるという点から考えますと、非常に簡単に企業が資金を獲得することができるとなると今度の商法改正の諸点というのは、これはたして妥当であらうか、従来どおりで不都合があるのだからかという気がするわけです。それについて、なぜこの機会に改正をなさるのか、その点について伺いたい。

○川島政府委員 今回の改正の項目の中で資金の融通に關係のありますのは、たとえば転換社債の発行の問題、それから抱き合わせ増資の問題、大体その辺がおもなところだと思います。まず転換社債の問題でございしますが、これは御

承知のように現行法上新株を発行する場合、あるいは普通の社債を発行する場合、こういう場合には取締役会の決議だけでできるということになっております。ところが、転換社債の場合につきましても、転換の条件などを定めるために、株主総会の招集が必要になってくるというたてまえでございしますが、転換社債というのは社債であり、かつ転換いたしました場合には株式になるという性質のものでございまして、すでに株式や普通の社債が取締役会の決議で発行できるという以上は、転換社債のみを特にこれと異なる扱いをさせておく必要というものはないわけでございます。ただ、問題となりますのは、転換社債特有の問題として、転換の条件等を定めるこの定め方、あるいはその転換社債の引き受け権、これを第三者に与えるとか、株主にどういふふうに割り当てるかといったような点で、いろいろ複雑な問題が出てまいりますし、それに伴つて株主の利害に影響を及ぼすことがございします。したがって、そういう点の規定を整備いたしました、取締役会に発行の権限を与えるということになれば、ほかの場合とのつり合ひもとれます。実際も便利になるということでございします。そういう改正をいたしました次第でございします。

それから抱き合わせ増資の關係でございしますが、これは一部の場合に限られておるわけでございますが、株式会社の場合に再評価積立金の資本組入に關する法律というものがございまして、これによつてすでに抱き合わせ増資という制度が認められておつたわけでございます。ところが、この法律が今年の三月に失効した。これにかわるべき制度を設けておいてもらいたいという要請がございました。これは同じような制度がすでに経験済みでございますので、それを範にいたしまして商法の中に取り入れたというだけのことでございします。

○正森委員 いまどういふわけでそういうことをやつたかという技術的な説明がございました。それは私も皆さんがお書きになつたものを讀ませて

もらつてそのとおりだと思ひますが、現在の社会情勢の中で、むしろ資金がだぶつておるといふことが見られるときに、やはり御説明を伺ひまして、それは企業が資金を得やすいといふことを助長するといふことになるので、それをわざわざこの機会に出すといふことについて、もつとほかといふことを申し上げたわけですが。

次に、中間配当といふ言葉があるいは金銭の配分です。かといふことが出ておりますが、わが国では先例として南満洲鉄道株式会社に関する勅令といふのがあつたやうでございしますが、これは出所を申し上げておきますと、商事法務の六百二十七ですが、今度の中間配当あるいは金銭の配分と云う点が違ふのか。それから、私よく知りませんがデイスクロージャーといふ言葉、企業の内容をなるべく公開する機会を多くするといふ観点からすれば、これはある意味では逆行するといふ意見も一部にはある。そういう点との関連でどういふうあにお考えになつておられるのか伺ひたい。

○田邊説明員 御指摘のように先例といたしまして南満洲鉄道が行なつておりましたが、これは御存じのように特殊会社でございします。これは御中間配当率も勅令で定められておつたやうでございします。純粹のとして行なわれておつたやうでございします。純粹のと申しますのは、一年決算のまん中でそれまでにかせいだ利益を目当てにして配当を出そう、こういう考えでございします。ところが改正案の場合は、御意見にございしましたように、この監査制度のねらつた方向と逆行してはならない、つまり企業の経理の健全性を害してはならないといふところから、まず俗にこれを中間配当と申しましたが、商法上は株主総会の承認を得ないものは配当でないといふ表現にいたしまして中間における金銭の配分といふ表現にいたしました。しかもその条件は、条文にございしますように、先ほどの例に引いたやうなつまり中間配当をするまでにかせいだ利益を目当てにはできないといふ

ことを原則にいたしました。原則上は、その前の定時総会でもし配当しようとするればできた範囲内に限る、こういう制限を課しております。法律上は前期の定時総会で配当もし、必要な準備金を積んでなお社内に残つた利益、それを限度として配つてもよろしい。さらにその中間配当をいたしたときに、中間で金を出せるその余裕はかりにあつたとしても、その年度末の決算では配当がせせなくなるというふうな見通しのときには、一切中間における金銭配分ができない、こういう制限を課しております。さらに、先ほどの見通しを誤つて金銭配当をしてしまつて年度末においては配当不能といふことになれば、その差額について取締役の弁償責任といふものを課すやうにいたしました。このような配當によつてこの中間配分といふものは主として株主の利便といふものを考へていく、同時に中間配當のねらひは、企業が一年決算の体制をとりやすいうにたい配當、それはまたさらに今度の改正が意圖いたしました経理の適正を考へる、つまり半期の決算におきましては季節的な変動による前期、後期の売り上げの変化、そういうものをなすために利益の平準化といふやうなことが行なわれる。それがいわゆる粉飾決算の萌芽を温存するやうなやり方になりかねません。そういうところから一年決算に持ち込み、かつ経理の適正を期しつつ株主の期待にこたへようといふのが改正の趣旨でございします。

○正森委員 私、子会社の監査の点についても、あるいは改正の中に自己株式の取得の問題、あるいは企業、会社の分割の問題、それからコンピュータを導入した場合の会計監査のあり方、これは商業帳簿のインビジュアルといふ問題とも関連してくるわけですが、そういう数点の問題を伺ひたいと思ひましたが、約束した時間が参りましたので、それは残すとして、最後に大臣に伺ひたい。それは昭和四十六年六月二十四日の大法廷の判決ですが、有名な八幡製鉄の事件といふのがあります。これには、会社の目的との関連で、政治献金をこれは適法なんだとした判決でございします。

ここでは、「会社は定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有するわけであるが、目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に局限されるものではなく、その目的を遂行するうえに直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに含まれるものと解するのを相当とする。そして必要なりや否やは、当該行為が目的遂行上現実必要であつたかどうかをもつてこれを決すべきではなく、行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断されなければならないのである。」というふうな判示をし、そして政治的行為の自由の一環として政党に対する政治資金の寄付の自由を有するといふようにしておるのです。これは定款に掲げられた目的とかそういうものを離れてきわめて広範なことが企業はできるのだという解釈をとつておるものにほかなりません。しかし今度の商法の改正でも、企業監査をなす場合に、会社の行為が定款の目的とかそういうのを逸脱しておるかどうかというのを考える上では重要な影響を持つていふことなのです。私はたてまえとしては政治献金などというものは、重役さんにはたくさん給料をもらつてゐるのだから自分がお出しなさい、企業がそういうものを損金として落とすとかというふうなことで出すべきものではないといふふうな思つておるわけですが、これも、それが今度の会計監査でどの程度まで監査人は発言権があるのかという点も心配になつてくるわけです。

そこで伺ひたいのですが、これは非常に失礼なことですが、私どもの調べた調査によりますと、これはわが党の渡辺武参議院議員が大蔵省から提出された資料をもとに試算しました結果、大手十商社、三井だとか三菱だとかトーマンから安宅産業、江商まで入つていますが、そういう商社に対する租税特別措置による特権で減免税額は一九七一年四月から七二年三月までの一年間で総額百八十億円に達していることが明らかになつたといふことがわかれております。そういうふうな特権で減免税がふえておるのと逆に、今度

は非常に申しわけないことですけれども、八幡製鉄の判例、これは三百五十万円について起こされた事件ですね。大手商社から最近の自由民主党に対する政治献金額を見ますと、四十五年上期から四十七年上期までの二年半の間に、三井物産は二千三百三十四万円あるいは九紅は千六百六十六万円等々で、十大商社で全部で一億三千三十一万円献金されておる。これは全部八幡製鉄の判例によれば企業がやつてもいいことだ、こうなつておるのです。そうなりますと、やはり大商社との癒着といふようなことを巷間いわれるものもあながち根拠のないところではないといふ議論をする人が出てきて、これはいいやいやといふ切れない面があるのじゃないか、こう思ふわけですね。

そこで政治資金規制法の改正といふような問題も起こつておりますけれども、商法をせつかく改正なさつて、企業の姿勢を正さなければならぬ、われわれ国会は当然姿勢を正さなければならぬ、わが党は、国会に調査権を設けて、それで企業の横暴を防がなければならぬ、公害の問題なんかについては、公害委員会を設けて企業を監督しなければならぬといふように思つておりますが、そういう社会情勢との関連において、これらの問題について法務大臣はいかが政治的にお考えになつていられるか、その点を伺つて、ちやうど時間が来ましたので質問をやめさせていただきます。

○田中(伊)国務大臣 政治資金の制度の問題につきましては、私の所管ではございません。ございませぬが、本件商法改正をめぐりまして新たに権限を拡張された、権限を付与された監査役は、一体たゞいまお話しのような巨額の政治献金をどう判断すべきかといふことに局限をしまして、商法的にひとつ一口申し上げたいと思ひます。

それは、企業そのものが自分の信する政党に献金を行なうこと自体、限度は別にいたしまして、そのことは最高裁も否定をしてはいないのです。問題は、どの程度の献金を行なうことが当を得ておるのかといふ問題に限られるものと思ひます。

が、これは、その企業の公称資本金の大きさ、それから企業のいたしております生産額、販売によるところの利益、そういう企業全般にわたりまする会計の現状といふものから見て、政治献金と称する社交を達成するにはどの程度の金額に限られるべきか、どの程度を越えるものは多過ぎる、どの程度のものならばまあまあと判断を監査役がすべきものではなからうか。したがって、具体的にこの会社がこの政党にこの場合献金をするのは、これは許されるべきものかどうかといふ判断は別でございまして、抽象的に申しますと、そういう諸般の状況を判断をいたしました上で、こういう程度の社交、交際はやむを得ないのであるか、どうか、これは行き過ぎておる、こういうふうな判断をしていくべきものであります。これも新改正商法が施行されました上に立つては、ぜひこの監査役においては厳格な態度で判断をしてもらいたい、ルーズな判断は今度の改正の趣旨に沿わない、こういうふうな考へております。

○正森委員 それでは、時間が参りましたので、必ずしも私どもの党のたてまえは、大臣の御答弁ではそれでいいというわけにはまいりませんけれども、御答弁がございましたので、委員長に最後に申しましたように、私あと数点こまかい問題ですが伺ひたかつたのですけれども、時間がございませんでしたので、他の党が質問されたあとでもし時間ございましたら、質問させていただきます。というのを保留しまして、本日の私の質問を終わらせていただきます。

○中垣委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

ただいま本委員会において審査中の商法の一部を改正する法律案、株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案につき、来たる十五日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選につきま

しては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中垣委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、明六日水曜日午前十時理事会、午前十五分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十五分散会

昭和四十八年六月十二日印刷

昭和四十八年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局